

平成28年第4回奥多摩町議会定例会 会議録

1 平成28年12月16日午前10時00分、第4回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	木村 圭君	第2番	大澤由香里君	第3番	澤本 幹男君
第4番	清水 明君	第5番	小峰 陽一君	第6番	石田 芳英君
第7番	宮野 亨君	第8番	高橋 邦男君	第9番	原島 幸次君
第10番	村木 征一君	第11番	師岡 伸公君	第12番	須崎 眞君

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 澤本 恒男君 議会係主事 原島 賢一君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	河村 文夫君	副 町 長	加藤 一美君
教 育 長	若菜 伸一君	企画財政課長	山宮 忠仁君
若者定住化対策室長	新島 和貴君	総 務 課 長	井上 永一君
住 民 課 長	天野 成浩君	福祉保健課長	清水 信行君
観光産業課長	原島 滋隆君	地域整備課長	須崎 政博君
会計管理者	原島 政行君	教育課課長補佐	原島 保君
病院事務長	河村 光春君		

平成28年第4回奥多摩町議会定例会議事日程[第3号]

平成28年12月16日(金)

午前10時00分 開議

会期 平成28年12月13日～12月16日(4日間)

日程	議案番号	議案名	結果
1	---	議長開議宣告	---
2	---	一般質問(10名) 1 師岡 伸公議員 2 石田 芳英議員 3 原島 幸次議員 4 澤本 幹男議員 5 高橋 邦男議員 6 村木 征一議員 7 小峰 陽一議員 8 清水 明議員 9 宮野 亨議員 10 大澤由香里議員	---
3	---	各常任委員会、議会運営委員会の特定事件に関する閉会中の継続調査について	決定
4	---	議員派遣について	決定
5	---	町長あいさつ	---

(午後2時57分 閉会)

午前 10 時 00 分 開議

○議長（須崎 眞君） 皆さん、おはようございます。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりであります。ご協力のほどをよろしくお願ひします。

日程第 2 一般質問を行います。通告のありました議員は 10 名であります。これより通告順に行います。

初めに、11 番、師岡伸公議員。

〔11 番 師岡 伸公君 登壇〕

○11 番（師岡 伸公君） 11 番、師岡です。

それでは 3 点、一般質問をさせていただきます。

初めに、奥多摩町における訪問リハビリについて質問をいたします。

今回の質問のきっかけとなりましたのは、ご近所の高齢者の一言からでありました。「また転んでけがをしたら怒られるから、もう外へ出られないよ」。こんな寂しい言葉が心に響きました。家族に、ご近所に、迷惑をかけていけないという、周囲に気を使う真面目な性格が、健康な体づくりから後退してしまう現実があります。若い世代であっても、予防医学の観点から、転ばぬ先のつえが必要なことは言うまでもありません。まして、高齢者の、特におひとり住まいの方には、日ごろのケアがより必要になってきます。食事、入浴、更衣、排せつなど、日常生活のリハビリから生産的活動の再獲得や、介助者の相談、アドバイスまで広くその活動は認められています。

訪問リハビリ導入のメリットとしては、自宅にて自立のための訓練、実践的訓練ができること。そして、外出方法の工夫などのアドバイスが受けられること。また、作業療法士等の評価をもとに、リハビリを継続的に実施できることなどが挙げられます。

機能回復には目標が必要であります。どのくらいまで回復したのか、何をしたいのかなど、具体的な状況を描くことが必要とされます。それを引き出すための人材が望まれます。

現在の奥多摩町を取り巻く環境は、事業所も人材も足りないのが実情であるかと思えます。しかし、現在、理解ある事業所が奥多摩町で訪問リハビリを展開、実施してくださっているとも聞いております。当初より、利用者も増えつつあるとのことでもあります。町全体の医療、看護、介護を考えると、1 市町村だけでは解決できないものが多く存在いたします。町内外の医療関係者の協力が不可欠であります。このような事例を土台に、今後の我が町における訪問リハビリの展開についてお伺いをいたします。

現在の利用者は、潜在的な利用希望者の把握はいかがしておるか。空き家等利用した事業所のサテライト化、また町内での従事者人材育成など、今後の訪問リハビリ拡大の可能性についてお伺いいたします。

今回は、訪問リハビリについての質疑になりましたが、同じく訪問看護・訪問介護についても、今後同様に奥多摩の大きな課題であるというふうに思われます。あわせて今後の

対応をお願いするものであります。病気、けがから回復し、元気な姿で外出ができる姿が一人でも多く見られる奥多摩になればと思うものです。

以上、奥多摩町における訪問リハビリについてお伺いをいたします。

続きまして2点目。丹三郎と小丹波寸庭を結ぶ南岸道路の整備と不法投棄対策についてお伺いをいたします。

1つ目。丹三郎寸庭線の整備状況について、現在の進捗状況と今後の予定をお聞かせください。

2つ目。丹三郎寸庭線を挟んだ山の所有者から、不法投棄に悩まされているという話がありました。町全体の不法投棄対策と丹三郎寸庭線における防止対策についてお伺いをいたします。

3つ目です。広域での熊対策を、についてお伺いをいたします。この通告書を作成しまして1週間の間に青梅市内の河川付近で熊の出現が数回認められました。今までは山岳地帯や里山での出没でしたが、今年の11月に入って河川の流域で多く見られるようになりました。ここ数年の奥多摩を初めとする熊の出没傾向とはちょっと違ったものが見られているようです。羽村市内の保育園では、遠足の行き先の変更を余儀なくされました。また、観光地の事業についても少なからず影響が出ております。このことは、一市町村の問題におさまらない状況と今なっております。市町村の情報を密に集約し、多摩川流域、西多摩全体での対応が必要かと思えます。町の所見をお伺いをいたします。

以上、3点よろしくお伺いをいたします。

○議長（須崎 眞君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 11番、師岡伸公議員の一般質問にお答えを申し上げます。

初めに、奥多摩町における訪問リハビリについてのご質問であります。訪問リハビリテーションは、介護保険制度を発足した平成12年から実施されていた在宅サービスの12のサービス事業のうちの1つで、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が、要介護、要支援の方の居宅を訪問し、心身機能の維持回復と日常生活の自立に向けたリハビリテーションを行うものであります。

初めに、1点目の、現在の利用者は、についてであります。12月現在の利用者は約8名となっております。

2点目の、潜在的な利用希望者の把握は、についてであります。平成30年度からの第7期介護保険事業計画策定に向けた介護予防、日常生活圏域ニーズ調査を、平成29年の早い時期に実施することで、潜在的な利用希望者を把握したいと考えております。

3点目であります。空き家等を利用した事業所のサテライト化、また町内での従事者人材育成など、今後の訪問リハビリ拡大の可能性は、についてであります。これまで訪問リハビリテーションは、介護保険法の規定により事業所ごとにサービスの提供をすることとされており、空き家等を利用して事業所のサテライト（出張所）を設けることは不可能

でしたが、平成 24 年の介護報酬の改定により、訪問介護、訪問看護、通所介護などのサービスとともに、例えば、都市部にある事業所が、山間部の利用者へのサービスを提供するため、移動が大変なことから、本来の事業所とは別に拠点を置くこととした場合、設備基準、人員基準などが満たせなくてもその拠点をサテライト（出張所）というサービス拠点にすることが可能となりました。

現在、町内の訪問リハビリテーションサービスは、事業者が週に 2 回程度奥多摩町に訪問する日と決め、この曜日に合わせてケアマネジャーが調整し、利用者は週に 1 回から 2 回程度、一回当たり 40 分から 60 分リハビリテーションを受けるという体制となっていることで、事業者としては、移動に時間がかかるものの 2 日間に集中して、効率よくサービス提供が行える環境となっております。このため、空き家を利用した事業所のサテライト化については、今後新たな事業所が事業展開をする場合に利用できると考えております。

こうしたことを踏まえ、今後町内で、訪問リハビリテーションサービスが拡大していくためには、在宅の要支援、要介護者が積極的に訪問リハビリテーションを利用し、提供する日数を増やすことで事業者の利益につながるなど、事業者にもメリットがある環境をつくる必要があると考えております。そのためには、地域包括支援センターなど介護保険の相談窓口はもとより、実際に介護サービスの調整を行いケアプランを作成するケアマネジャーも、訪問リハビリテーションの必要性を認識し積極的に活用する必要がありますので、町といたしましても、関係機関に働きかけ、要支援、要介護高齢者の皆さんの在宅生活の継続を支援していきたいと考えております。

議員からは、このほか訪問介護、訪問看護についても大きな課題があるというご指摘をいただきました。

この 2 つのサービスに限らず、在宅サービスの提供につきましては、制度開始以来、大きな課題があることは事実であります。

訪問看護については、介護保険制度開始前の平成 10 年から、町直営で訪問看護ステーションを設置し、サービス提供を行っておりましたが、単独での事業実施が困難となり、平成 13 年度末をもって閉鎖し、その後、一定期間をおいて奥多摩病院において訪問看護事業を実施し、現在に至っているという経緯もございます。

こうしたことも含めて、保険者として、高齢者の皆さんが住みなれた地域で、できるだけ長く住み続けることができるよう、より一層、在宅サービスを利用できるよう支援してまいりたいと思っております。

次に 2 点目のご質問。丹三郎寸庭線の整備と不法投棄対策についてであります。本路線は、昭和 55 年度から昭和 60 年度の 6 カ年計画で、延長 1,141 メートル、幅員 4 メートルを林道開設事業で整備した林道で、開設後 30 年以上を経過をいたしました。

このため、この路線は、全路線にわたる構造物等の老朽化により、大規模改修が必要なことから、平成 27 年度から 30 年度の 4 カ年計画で、東京都の単独補助事業、10 分の 7 の補助率でありますけれども、財政支援を受け、順次計画的に実施しております。

整備内容につきましては、平成 27 年度に、法面の落石防護網を丹三郎側より 400 メートル地点に 570 平方メートル設置し、本年度は、路肩の一部が沈下している箇所があるため、既設擁壁の補強工事を約 45 メートル整備して、安全確保を図ってまいりました。

残りの事業につきましては、平成 29 年度、30 年度の 2 カ年で、全線の舗装の打ちかえ工事を行い、この路線の整備については完了することとなっております。

この路線は、林道という位置づけではありますが、生活道としての利用頻度も高く、災害時に唯一国道 411 号線と吉野街道を結んで活用できる循環型の道路でありますので、今後とも、生活道路としての機能とともに、災害時にも対応できるよう整備計画を進めてまいりたいと考えております。

次に、2 点目の町全体の不法投棄対策と丹三郎寸庭線における防止対策であります。町内の不法投棄の現状を申し上げますと、平成 25 年度から平成 27 年度までの 3 カ年で 67 件、本年度は 11 月末時点で 11 件、合わせて 78 件で、年間平均約 20 件弱の不法投棄の件数となっております。

その内訳としては、古里地区で 35 件（45%）、氷川地区で 34 件（44%）、小河内地区で 9 件（11%）となっており、通報及びパトロール等により回収処分を行っております。代表的な不法投棄の内訳といたしましては、粗大ごみ 28 件（36%）、可燃ごみ 17 件（22%）、家電製品 9 件（11%）、不燃ごみ 6 件（8%）、生ごみ 5 件（6%）、その他タイヤ等 13 件（17%）となっております。

ご質問の、町全体の不法投棄対策では、不法投棄の監視活動を行うとともに、毎年 5 月 30 日、ごみゼロの日を基準として、各自治会での地域の一斉清掃、不法投棄が多く発生する場所には、立入禁止のトラロープによる規制と看板の設置、ダミー監視カメラの設置及び奥多摩湖周辺では、美化推進連絡会によるキャンペーン活動を年 3 回と不法投棄防止パトロールを年 6 回実施しております。

また、こうした対策とは別に、投棄物から原因者が特定、または類推できるものが発見された場合、必ず警察に通報することとし、厳しく臨む対応を図っております。

次に、丹三郎寸庭線林道における防止対策であります。この林道における通報は平成 27 年度に 2 件あり、テレビ 2 台と、ユニットバスの解体廃材が投棄されており、回収処分を実施いたしました。防止対策といたしましては、丹三郎側の起点から寸庭側の終点までの約 1.2 キロメートルの間に、不法投棄通報板を 2 カ所、不法投棄禁止看板を 3 カ所及び法律で罰せられる旨の警告看板を 2 カ所の、合わせて 7 カ所にわたり設置しております。また、林道の一部の場所では、地主さん自ら侵入防止のトラロープやごみ捨て禁止看板を設置していただいております。今後は、ダミー監視カメラによる防止対策が他の地域で功を奏していることから、カメラの設置や、引き続き不法投棄防止、環境美化看板の設置による環境美化の周知、不法投棄防止パトロールや自治会一斉清掃を実施するとともに、青梅警察署、道路管理者及び地域の皆さんと連携し、自然環境の保全と環境美化の推進など、効果のある対策を研究・検討し、不法投棄防止に努めてまいりたいと考えております。

最後に、広域での熊対策について、でございますが、近年、ツキノワグマの人里への出没が全国的に増加する傾向にあります。

この要因としまして、国立研究開発法人森林総合研究所は報告で、1970年代に生息数が減少傾向にあるため、全国的に有害鳥獣駆除や狩猟の自粛や禁止措置が取られ、その間に生息域が拡大していること、中山間地域の過疎化により人里に出やすい環境となっていることを挙げております。熊の保護政策について、東京都では、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、平成20年4月1日から狩猟による捕獲を全面禁止しております。こうした状況の中、本年6月には、秋田県鹿角市においてタケノコ採りをしていた住民が相次いで襲われ、4名が亡くなるという悲惨な事件が発生したことは記憶に新しいところであります。今年も、全国的に木の実が不作で被害が多発しております。

今のところ、西多摩地区については人身被害は発生しておりませんが、10月に隣接の青梅市で、市街地の商店に侵入した事案と市街地付近の河原に出没した事案が発生し、住民の生命・財産を守るため、市はやむなく捕獲したところでございます。

町内におきましても、8月には栃久保地区周辺で都道を歩いている熊が目撃され、大沢地区では住宅に侵入しようとした事案が2件発生し、10月には海沢地区の都道を歩いている熊が目撃されるなど、人家周辺の出没報告が相次ぎ、4月からこの11月末までに出動した回数は20回にも上っております。これら人家周辺での出没報告を受けた場合の町の対応につきましては、昼夜・休日の別なく、職員と奥多摩猟友会は現場へ急行、警察とも連携し、追い払いの発砲を行い、危険と判断した場合は捕獲も実施いたします。さらに、安全確保のため注意喚起看板の設置、環境局やビジターセンター、観光協会等関係機関への連絡を行うとともに、翌日の通学・通勤時間帯前や帰宅時間帯前に、再度、猟友会とともに周辺を警戒巡視しております。また、年間の出動回数は、平成26年度が17回、平成27年度が11回、今年度に至っては11月末までに20回となっており、町や猟友会にとっても大きな負担となっております。このようなことから、捕獲禁止措置とした東京都に対し、生息頭数調査及び保護管理計画の策定を東京都で実施するよう要望しているところであります。また、現在の狩猟による捕獲禁止が平成29年3月末で期間満了となることから、東京都はその延長を図る考えで、関係市町村に意見照会がありました。町は回答として、継続の賛否については、否とした上で、意見書に、生息頭数調査を実施すること、熊全頭へGPS装置装着等により、都で追い払い等の管理のための対策を講じること、生息数が増加している場合は、兵庫県同様に狩猟を解禁することを意見として提出しております。

なお、本件につきましては、他の関係市町村でも同様の回答があったというふうに伺っております。また、環境局は、これまで市町村から出没の報告を受けるだけでしたが、今年度は、西多摩の複数の市町村で報告があり、議員のご指摘のように、隣接、あるいは同じ流域の西多摩全体で情報を共有する必要があることから、本年6月に環境局に対し、情報共有のため、各市町村の出没報告を全関係市町村に連絡するよう申し入れるとともに、町が設置してきた注意喚起の看板についても役割分担として、住民に対するものは

町が、登山者等に対するものは環境局が実施するよう申し入れ、この9月から実施することとなり、11月までに他市町村の出没情報12件については連絡をいただいております。

このように、広域での情報共有と都・市町村の役割分担など、新たな取り組みを始めたところでございますが、住民の生命・財産の保護、安心安全の確保と観光客への不安要素解消のため、引き続き情報共有等を東京都環境局や関係自治体と図り、対策・対応が講じられるよう東京都に強く要望してまいりたいと思っております。

なお、先ほど申し上げましたが、狩猟禁止に関しては町は反対であります。それはなぜかということ、住民自身が被害に遭っております。そういう点で、従来は、臨時許可をもらわないとその捕獲はできないということでありましたけれども、そういう状況であれば、一貫して反対をします。そういう意味では、臨時許可を1年間継続して出してもらおうということで、今は1年を通じて臨時許可を継続して発行してもらい、いつでも猟友会と迅速な対応はできるという体制はとらせていただいているところでございます。

○議長（須崎 眞君） 師岡伸公議員、再質問はありますか。はいどうぞ。

○11番（師岡 伸公君） はい、ありがとうございます。

1つ目の在宅支援、ぜひどうぞよろしくお願いします。

それから、2つ目の、不法投棄対策その他道路の整備ですけれども、今、冬至を迎えて日が短くなっておりますけれども、やっぱりどこも奥多摩各地、日照権の問題あると思うんですね。やっぱり、地主さんの交渉の上において、いろんな整備がされていませんなかなかはかどらないという実情も、職員の皆様も感じていると思うんですけど、そういう意味も含めて、総合的な整備をしていただくことによって、そういうところも少しずつ解決していくのではないかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、熊対策については、この冬の動き方、もしかしたら越冬してしまうものもあるんじゃないかと思うんですけども、そういうふうな情報もぜひ密に流していただければありがたいと思ひます。

答弁は不要でございます。終わります。

○議長（須崎 眞君） 以上で、11番、師岡伸公議員の一般質問は終わります。

次に、6番、石田芳英議員。

〔6番 石田 芳英君 登壇〕

○6番（石田 芳英君） 6番、石田でございます。

私からは1点、わさび苗栽培の促進について、をご質問させていただきます。

当町における主要農産物はわさびですけれども、全国的に見ても、伊豆、安曇野に次いで国内第3位の生産高の地位にいます。しかし、わさび苗に関しては、伊豆等の他地域からの仕入れに頼っているのが現状であり、地産地消の観点、奥多摩産わさびブランド確立の観点、またわさび苗の安定した供給の観点から、町内におけるわさび苗栽培の促進が課題となり、当町においても、わさび苗の栽培の促進を図っていくとの方針も表明されました。以上の状況より、今後の方向性についてお伺ひいたします。

1 点目。当町の今後のわさび苗栽培の促進はどのようなものになるでしょうか。一般的な取り組みの方向性についてお尋ねします。

2 点目。わさび苗は、性質の後退現象が大きいとされており、品種改良等の研究の場面や品質管理の側面が重要になると思いますけれども、それに関してはいかがでしょうか。

3 点目。苗栽培者への栽培技術の普及や指導についてはどのようにされるでしょうか。

以上 3 点についてお伺いいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（須崎 眞君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 6 番、石田芳英議員の、わさび苗の栽培の促進についての一般質問にお答えを申し上げます。

町は、広大な山々とそれを源とする無数の清らかな溪谷に恵まれた地域でございます。この清廉な沢水を利用し、古来よりわさびの栽培が行われ、1800 年代初頭に書かれた武蔵風土記や名勝図絵には、特産品として炭や川苔と並びわさびがあり、江戸神田に出荷したとも記されております。また、將軍家に献上されていたとも伝えられております。明治時代末期から大正時代に入りますと栽培が盛んに行われるようになり、この時代に奥多摩わさびという名称が定着したと言われております。そして、昭和 28 年には、奥多摩山葵栽培組合が発足をいたしました。同組合では、昭和 39 年に研究部会を設置し、町の気象や地形に適合した奥多摩式わさび田を確立いたしました。

このようにわさびは、古くから町の代表的な特産物として生産されており、昭和 50 年代ごろまでは市場などに出荷されておりましたが、過疎化、少子高齢化による後継者不足や獣害の激化などにより徐々に減少し、市場への出荷もほとんど行われなくなりました。

このため、町では、昭和 63 年度にモノレール設置補助を、平成 10 年度には獣害防止ネット柵設置補助を開始するとともに、平成 14 年度には後継者育成のため奥多摩山葵塾を開講するなど、特産物としてのわさびの生産性向上、後継者育成に力を注いでまいりました。さらには、今年度からは、国の交付金を活用し、わさび田の調査を実施しております。今後、遊休地化しており復活させることが可能なわさび田の貸し出しなどを進める考えであります。

さて、ご質問の 1 点目の、今後のわさび苗栽培の促進についてであります。生産が盛んであった昭和 50 年代は、苗も町内で盛んに生産されておりましたが、その後、わさび出荷の減少と同様に苗の栽培も減少し、現在は数軒を除き、伊豆などで栽培された苗を購入し植えつける方がほとんどであります。主な苗の購入先の伊豆でも苗生産農家が限られ、価格も上がってきており、新規に購入を希望する方は入手が困難というお話も伺っております。このため、町内で苗を生産するためのわさび苗施設設置補助とわさび苗購入補助の 2 つの制度を新たに導入するため、平成 28 年度当初予算に計上し、現在、奥多摩山葵栽培組合を通じて生産者に周知を図っているところでございます。

次に、2 点目の、品種改良等の研究と品質管理についてであります。わさびの場合、

ご質問にございましたように、同じ品種で継続的に苗を生産しますと退化していく現象が多く見られるとの報告がございました。品種改良等の研究が重要となりますので、1点目のご質問にお答え申し上げましたように、現在、苗のほとんどを他地域から購入している状況でございますので、その点はこれまで大きな問題となっておりますが、昨年、組合員の小峰雅丘氏がM16と命名した新品種を発見しておりますので、今後、東京都や山葵栽培組合とも相談し、必要な対応を図ってまいりたいと考えております。

最後に、3点目に、苗栽培者への技術指導や普及についてであります。現在、ほとんど購入苗でございますので、まず、苗を生産していただくことが先決と考えております。今回の補助を利用し、苗を生産いただくよう組合に今後も働きかけをしてまいりたいと思います。また、小峰雅丘氏にもM16を普及したい意向があるとも伺っておりますので、それらの点を総合的に勘案し、要望を踏まえ検討してまいりたいと思っております。

いずれにいたしましても、わさびは町の最大の特産品でございますので、今後も引き続き後継者育成とわさびの栽培普及に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（須崎 眞君） 石田芳英議員、再質問はありますか。はい。どうぞ。

○6番（石田 芳英君） ご答弁どうもありがとうございました。

今までの山葵塾を開催して後継者の育成とかモノレール補助、またネット補助など推進していただきまして、また、28年度から休耕田の調査活用の実施など大変よく理解いたしました。わさび苗の栽培に関しましては、設置補助、あるいは購入補助ということで、苗の生産の促進を図るというご答弁でしたけれども、奥多摩産わさびのブランド化にはやはり奥多摩わさび苗の栽培促進が欠かせないと思いますので、ぜひとも強力に推進していただきますようよろしくお願いいたしますと思います。

それでは、1点再質問させていただきたいと思いますが、先ほどのご答弁の三番目の中の、苗栽培者への栽培技術や指導の普及についてでございますけれども、これからいろいろと検討されて推進していくということでございますけれども、わさび苗の栽培に関しましてほとんどの方が未経験ということで、わさび苗の栽培はどのようなものなのか、あるいはどのようにするかということとはよくわかっていないと思いますので、非常に簡単なレベルでの研修会や講習会で結構だと思うんですけども、そのようなものから始めて、わさび苗の栽培に入りやすくしていただければなというふうに思いますので、その点に関して、いかがかお伺いしたいと思います。

○議長（須崎 眞君） 観光産業課長。

○観光産業課長（原島 滋隆君） 6番、石田議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

先ほど町長からもご答弁を差し上げましたが、今、苗を生産している方がほとんどいない状況ということで、まずは生産をしていただくのが先決というふうに考えております。

また、山葵塾等で、もしやった場合なんですけど、議員も今、受講していただきましたが、

塾では田の造成から植えつけ、そして収穫まで1年7カ月という非常に長い期間をかけ学んでいただいています。これにさらに苗の栽培まで加えますと非常に長期になってくるので、ちょっとこの中でやっていくのは厳しいのかなと思います。

したがいまして、今回の補助等にあったように、生産をするという方が出てきた場合につきましては、講習会等の要望等が出てきた場合、東京都と相談しながら改めて検討してまいりたいと思いますので、ご理解をお願いします。

○6番（石田 芳英君） どうもありがとうございました。終わります。

○議長（須崎 眞君） 以上で6番、石田芳英議員の一般質問は終わります。

次に9番、原島幸次議員。

〔9番 原島 幸次君 登壇〕

○9番（原島 幸次君） 9番、原島です。それでは、1件質問させていただきます。

新教育長が目指す奥多摩町の教育について、お伺いさせていただきます。

平成28年10月1日付で、若菜伸一氏が議会の同意を得て新教育長に就任されたところではありますが、平成27年4月1日に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行され、これに伴い、教育委員会制度が変更となり教育委員長と教育長を一本化した新教育長となりましたが、若菜新教育長が目指す奥多摩の教育等についてのお考えをお伺いいたします。

一番目に、教育委員会制度の改正について、新教育委員会制度の改正の内容及び総合教育会議とはどのようなものですか。

二番目、若者定住化を推進している中で、子供たちの教育をどのように進めていくか。来年度導入のコミュニティスクールを今後どのように進めていくのかについてお伺いいたします。よろしくをお願いします。

○議長（須崎 眞君） 河村町長。

○町長（河村 文夫君） 9番、原島幸次議員の一般質問でございますけれども、今、ご質問がありましたように、新しい教育委員会制度が発足し、その内容、あるいはそれに基づきまして、町と教育委員会とは町総合会議ということをもちまして、これから進め、あるいは町と教育委員会がより一層連携をして、子どもたちのためにどうしようかという会議が発足いたしましたので、詳細にわたりましては、新教育長である若菜の方から答弁をさせていただきたいと思います。

○議長（須崎 眞君） 教育長。

〔教育長 若菜 伸一君 登壇〕

○教育長（若菜 伸一君） 9番、原島幸次議員の、新教育長が目指す奥多摩町の教育についての一般質問にお答えを申し上げます。

初めに、教育委員会制度の改正についてでございますが、今回の法律改正の趣旨は、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の

見直しを図るため、地方教育行政制度の改革を行うものでございます。

改正の概要でございますが、1点目といたしまして、今までの教育委員長の職を廃止をいたしまして、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者として新教育長を設置することとでございます。この新しい教育長は、首長が教育長として、職として議会のご同意を得て、直接任命・罷免を行い、その任期は、他の教育委員の任期である4年とは異なり、3年となります。

2点目といたしまして、教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化を図るため、通常教育委員会の会議は新教育長が招集をいたしますが、教育委員の定数の3分の1以上から請求があった場合は、会議の招集ができるようになるものでございます。また、教育長が委任された事務の管理・執行状況につきまして、会議の中で報告する義務あるいは議事録の作成及び公表が義務づけられるようになります。

3点目といたしまして、全ての地方公共団体に総合教育会議を設置をすることになります。この総合教育会議でございますが、首長が設置をし、招集をいたします。構成員は首長と教育長及び教育委員で、必要があるときには関係者及び学識経験者から意見を聞くことができるというものです。この総合教育会議における協議・調整事項は、予算の編成及び執行に関する事、条例案の提出に関する事、教育の諸条件の整備に関する事、児童・生徒の生命、身体保護等緊急の場合に講ずるべき措置に関する事などになります。

4点目といたしまして、教育に関する大綱を首長が策定することになります。この大綱は、教育の目標施策の根本的な方針といたしまして、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌いたしまして、先ほどの総合教育会議の中で協議・調整をいたしまして策定することとされ、首長及び教育委員会は、策定した大綱のもとにそれぞれの所管する事務を執行するようになるものです。以上が、今回の法律の改正の概要でございますが、この改正による主な効果といたしまして、首長が直接教育長を任命することにより任命責任が明確となるとともに、教育行政の第一義的な責任者が教育長であるということが明確となること、また、常勤の教育長が、教育委員会の会議の招集のタイミングを適切に判断をし、いじめなど緊急事態に早急に対応することが可能となること、そして、首長と教育委員会が教育政策の方向性を共有し、一致して執行に当たることが可能となることなどが挙げられております。

次に、若者定住化を推進する中で、子どもたちの教育をどのように進めていくのかということについてでございますが、第5期奥多摩町長期総合計画のまちづくりの基本方針の1つでございますが、町の中と外から関心を持たれる教育のまちづくりを基本といたしまして、奥多摩町の教育目標の達成のために、次代の町を担っていく人材の育成を最重点課題とし、知・徳・体の調和のとれた人間を育てるため、学ぶ力、豊かな心、健やかな体を育成する教育を積極的に推進することが重要であるというふうに考えております。

そして、奥多摩創造プロジェクト事業の柱でございますが、若者の定住化対策の推進に

当たりまして、教育長として考えていることは、子どもを育てている世代にとって、子供の教育環境は、定住の動機づけとして大変重要な要素であるということでございます。この子育て世代が奥多摩町に住みたい、住み続けたいと思うためには、子供の通う学校が、子どもにとっては通いたい、通い続けたい、また、親にとっては通わせたい学校である必要があると考えております。そのためには、町内の3つの小中学校において、それぞれ特色のある魅力のある学校づくりを推進し、学校教育の充実を図っていきたくと考えております。奥多摩町の教育は、これまでも他の地域から見れば格段に恵まれた環境を整備をし、特色ある教育活動が行われているところではございますが、これまで以上に、多くの人の興味、関心を引きつけられるように、より特色のある、魅力のある学校をつくっていきたくと考えております。

この特色ある、魅力ある学校づくりのために、教育長として私が強く進めていきたくと考えていることは、まず、子どもたちの確かな学力の定着であります。学力と申しますと、漢字や作文が書ける力、計算ができ、問題が解ける力などといった知識及び技能のイメージが大変強うございますが、これは学力の一部でございます。学習指導要領には、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、それらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力、その他の能力を育むとともに主体的に学習に取り組む態度を養うとあることから、確かな学力とは、基礎的・基本的な知識及び技能に加えまして、課題を解決するための思考力、判断力、表現力等、そして主体的に学習に取り組む態度の3要素が含まれるものであります。奥多摩町での9年間の義務教育の中で、この確かな学力を確実に身につけさせ、どこに出ても負けないだけの力をもって、奥多摩町を出てからも活躍することを願っているところでございます。

奥多摩町の児童・生徒の学力の現状について申し上げますと、今年度も4月に実施いたしました全国学力・学習状況調査の結果からは、小学6年生は、国語、算数ともにおおむね全国平均レベルで、中学3年生につきましては、国語、数学とともに正答率で、全国平均だけではなく、おおむね東京都平均を上回る結果でありました。このように、中学3年生の学力状況でございますが、ここ数年続いている傾向であり、奥多摩町の子どもは、義務教育を終える段階で東京都全体のレベルの学力を身につけていることが明らかになっております。その中学3年生におきまして、確かな学力の3要素別に見ますと、主に知識を見る問題については、東京都の平均正答率を国語、数学ともに上回っており、基礎的・基本的な知識及び技能は身につけていると考えております。

小学校の6年生においても、国語では東京都平均を上回り、算数は全国平均を上回っております。また、主体的に取り組む態度の面では、学力調査の結果からは明らかになりにくい部分ではございますが、学校訪問で子どもたちの様子を観察してまいりますと、各教科の授業、行事に対して自分から意欲的に取り組む姿が見られますので、この主体的に取り組む態度についてもおおむね身につけているものと考えております。一方で、主として活用を見る問題では、中学3年生の国語は、東京都平均を上回っているものの、数学は東

京都平均を下回りました。小学6年生では、国語、算数とともに東京都平均、全国平均を下回っている状況でございます。この結果から、奥多摩町の子どもは、身につけた知識及び技能を課題解決のために活用する力が十分ではないということが言えるかと思えます。

こういった学力の状況に対しまして、確かな学力のさらなる定着のために、次の3つの柱を考えております。第一として、個に応じた指導の徹底でございます。得意な子とそうでない子とは、子ども一人ひとり違うものでございます。その違いに対応する指導を行い、課題の克服と、長所の伸長の両面が図られるように引き続き学校教育を進めてまいります。奥多摩町の教員は、子ども一人ひとりの実態をよく把握をし、その実態に応じて授業内はもちろんのこと始業前あるいは放課後等、長期休暇中も含め学習の場を設けて個別指導を行うなど、確かな学力の定着に向けて大変熱心に指導をしていただいておりますので、この流れを今後もさらに後押しをしてまいります。また第二といたしまして、ICT教育の推進でございます。昨年度、奥多摩中学校の生徒一人ひとりにiPadを貸与したところでございまして、今年度は、両小学校にも15台ずつiPadを導入し、1つの学年でiPadを使って授業を行う際には、全児童にiPadが行き渡るようにいたしましたものでございます。このiPadの授業での活用によって、子どもたちの学習意欲を高め、意欲的に学習に取り組ませることで知識及び技能の主体的な習得につながっていると考えております。奥多摩中学校の社会科では、家庭学習用の課題をiPadにソフトとして取り込みまして、自宅にいる生徒が課題を解く際、iPadを通じて教員が回答状況を把握したり、ヒントやアドバイスを送信をしたりして学習事項を指導する取り組みを行っております。家庭学習にもiPadが活用され、こういった活用も子どもたちの基礎的・基本的な技能及び知識の定着につながっており、またプレゼンテーションの道具、あるいは考えるための道具としての活用により、思考力、判断力、表現力を高めることにもつながるものと考えております。そして何より、義務教育段階で奥多摩町の子どもが、最先端のICT技術を活用する経験を積み、ICT操作に係るスキルを得ることによりまして、将来に向けて大きな財産となるものと考えております。第三に、子どもたちに確かな学力を身につかせ、子どもたちの能力を最大限に引き出すことのできる教員を育成していくことだと考えております。学校教育の担い手は、言うまでもなく学校の教員でございます。平成30年度から、小学校で特別の教科、道徳が始まり、中学校でも翌平成31年に始まります。新しい学習指導要領による指導が、小学校においては東京オリンピック・パラリンピックが開催される平成32年度に、中学校においては翌33年度から全面実施をされます。グローバル化や急速な情報化、技術革新による社会的変化に対応するため、教育のあり方も新たな局面を迎えているところでございます。今後はこうした新たな局面に対応し、確実に子どもたちに力をつけていく教員が求められております。子どもたちにとりまして、主体的、対話的な深い学びが実現できるように、学校の教員の考え、あるいは思いを引き出しながら、授業改善への支援を行い、指導力の向上を図ってまいります。また、東京都の教員公募の制度を活用いたしまして、奥多摩町で教鞭をとることを希望しております意欲のある教員、

力のある教員を、引き続き採用してまいります。このような子どもたちへの支援、学校への支援は、小さい町だからこそ、学校が小規模だからこそできることが大変多くございます。今後も、小さい町だから、小規模校だからできる支援を最大限に行い、小規模校のデメリットを学校連携などを通じて最小限にとどめるよう、教育行政を推進をしてまいりたいというふうに考えております。

次に、コミュニティスクールを今後どのように進めていくのかということでございますが、町ではコミュニティスクールを平成 29 年度に奥多摩中学校に導入し、平成 30 年度には古里小学校、氷川小学校にも導入し、奥多摩町の全ての学校をコミュニティスクールとする計画でございます。このコミュニティスクールの導入の目的でございますが、地域、学校、保護者が一体となりまして、奥多摩町の子どもたちのよりよい成長を支える学校をつくることにございます。具体的には、各校に、学校運営協議会を置き、町教育委員会が任命をいたしました協議会委員と校長が特色ある学校をつくるための協議を行い、学校経営方針の具現化に向けて一体となって教育活動を進めてまいります。この委員には、保護者だけではなくて、学校に子どもを通わせていない町民の方々にも教育活動に参加、支援していただくことにより、学校の教育活動のさらなる充実を図るとともに、地域の活性化にもつながることを期待するものでございます。年明けには、コミュニティスクールの中核を担います学校運営協議会の委員を選定していきたいと考えております。町民の皆さんが奥多摩町の子どもを支援しよう、あるいは学校のために自分の力を役立てようという思いをもちまして、地域人材の掘り起こしを進め、あわせて町の活性化を図ってまいり所存でございます。

町では第 5 期長期総合計画におきまして、若者定住化対策を中心に据え推進しているところでございますが、町に住む子どもたちの教育をどのように進めていくかは、子育て層の世代には最も重要な関心事項であると考えております。学校に安心して通わせたい、子どもに力をつけてもらいたいという親の願いを実現していくとともに、子どもたちが通いたい、通いつけたいと心から思うことができる学校づくりを、このコミュニティスクールを通じまして、学校、家庭、地域と一体となって進めてまいりたいと考えております。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（須崎 眞君） 原島幸次議員、再質問はありますか。

○9 番（原島 幸次君） いろいろありがとうございました。

いろいろ課題も多いと思いますが、奥多摩の教育をよろしくお願ひ申し上げまして、一般質問を終わらせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（須崎 眞君） 以上で、9 番、原島幸次議員の一般質問は終わります。

お諮りします。会議の途中でありますが、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって、午前 11 時 15 分より再開いたします。

午前 10 時 59 分 休憩

午前 11 時 14 分 再開

○議長（須崎 眞君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に 3 番、澤本幹男議員。

〔3 番 澤本 幹男君 登壇〕

○3 番（澤本 幹男君） 3 番、澤本でございます。

それでは 1 点お伺いします。

2020 年、東京オリンピック・パラリンピックの関連施設での奥多摩産木材の活用についてお伺いをさせていただきます。

2020 年の東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。この 10 月 9 日に行われました体育大会には、小池都知事が来町をされて、オリンピック・パラリンピックフラッグツアーが開催されました。オリンピック・パラリンピックへの機運が高まってくると同時に、競技施設や選手村等の建設及び関連工事も進みます。東京で開催されることを踏まえ、施設の木造化、施設の内装や外装への木材利用で木質化する計画があるならば、ぜひ奥多摩の材木、多摩の材木を使用させていただきたいと思えます。環境に優しいことや、選手に最適な競技環境や滞在環境を提供するためにも、木材の積極的な活用も提言されております。奥多摩の材木、多摩の材木を利用することで、林業・木材産業の活性化にもつながります。諸計画が進む前に、早期に東京都及びオリンピック組織委員会に対して奥多摩・多摩の木材の活用を要望すべきではないでしょうか。町のお考えをお伺いいたします。

○議長（須崎 眞君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 3 番、澤本幹男議員の、2020 年東京オリンピック・パラリンピックの関連施設での奥多摩木材利用についての一般質問にお答えを申し上げます。

今年 8 月から 9 月にかけて開催されましたリオデジャネイロオリンピック・パラリンピック競技大会は、現地時間の 8 月 21 日にオリンピックの閉会式が、9 月 18 日にパラリンピックの閉会式がそれぞれ行われ、閉会式ではリオから東京へオリンピック旗・パラリンピック旗のフラッグハンドオーバーセレモニーが小池東京都知事出席のもとで行われ、いよいよ東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け引き継ぎ式が行われました。そして、9 月の 21 日には、都庁の都民広場において、オリンピック・パラリンピックフラッグ掲揚式が行われ、その後、国際オリンピック委員会（I O C）と国際パラリンピック委員会（I P C）の承認を得て、フラッグツアー用のフラッグ 2 組が作成され、1 組は 10 月 8

日土曜日に小笠原村を、もう1組は、10月9日日曜日に当町をスタート地点として、小池百合子東京都知事出席のもとフラッグが私に渡され、来年6月までに都内全62区市町村を回り、機運醸成を図る予定となっております。

さて、ご質問の東京都及びオリンピック・パラリンピック組織委員会に対し、奥多摩・多摩の木材利用を要望する考えについてであります。平成27年10月20日に当時の遠藤東京オリンピック・パラリンピック大臣も出席し、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における木材利用等に関するワーキングチームの第1回目の会議が開催されました。会議は、内閣官房東京オリンピック・パラリンピック競技大会推進本部事務局、高原企画・推進統括官を座長として、財務省、農林水産省、林野庁、国土交通省など国の関係省庁や東京都のオリンピック・パラリンピック準備局、産業労働局も出席し、これまでに3回開催されております。この会議では、木材利用に当たって、地方創生の観点から、全国津々浦々の皆さんにご協力をいただき、木材利用によって地域の活性化を図り、また木の持つやわらかさ、日本の文化、おもてなしの気持ちを発信するとしております。そして、具体的な木材利用に当たっては、環境面を考慮して、使用する木材は森林認証を取得している森林と事業者を対象とすることや、大きな施設を建設するため強度が必要であることから、集成材とした上で、木と鉄を組み合わせたハイブリッドとしての利用、強度の高いカラマツ材の利用、無垢材としては選手村などでの家具やベンチの利用など、さまざまな検討が行われております。このワーキングチームの第1回会議開催日と同日の平成27年10月20日には、東京オリンピック・パラリンピック準備局及び産業労働局が、都が整備する競技会場等における木材利用の取り組みを発表しております。この中では、多摩産材の利用を促進する認証制度等を活用し、持続可能性や合法性が証明されている材料を使用するとなっております。このため、利用の原則となっております森林認証を、東京都農林水産振興財団は既に取得し、東京都森林組合も申請をしているところでございます。

しかし、使用の主となる集成材の加工につきましては、人工乾燥とコンピューター制御によりプレカットが必要となります。現在、東京都では、大規模な施設がほとんどない状況でございます。町の福祉会館を建設する際にも、ラミナー材と呼ばれる集成材の前のパーツまで町内で加工して、その後、集成材としての仕上げとプレカット加工は、山形県まで運んで行いました。このような状況から、町ではさまざまな県で整備しております県産材加工センターと同様な施設を整備するように、東京都に継続して要望しているところでございます。また、木材を利用するための基本となります木材搬出業者についても、都内には、森林組合のほかに民間業者が1社あるのみで脆弱な体制となっており、多摩産材の供給にも限度がある状況であります。町に限っては、シカの食害の著しい地域であります多摩川北岸は、シカ被害が減少するまで、当面、主伐を見合わせる地域として東京都の地域森林計画及び町の森林整備計画に位置づけており、搬出体制が整っても主伐ができない状況であります。このように奥多摩材を含む多摩産材は、厳しい状況であります。また、競技会場の変更や費用の抑制などが検討されている中、今後の利用状況がどのように

なるか不透明な状況にありますが、世界最大のスポーツと平和の祭典である東京オリンピック・パラリンピック開催に向けて、議員が申されますように、構造材としての利用が難しい場合は、内装材や家具などとして奥多摩材を含めた多摩産材が利用されるよう、今後も積極的にオリンピック準備委員会や産業労働局など、東京都の関係部局へ力強く要望してまいりたいと思っております。

○議長（須崎 眞君） 澤本幹男議員、再質問はありますか。はいどうぞ。

○3番（澤本 幹男君） ご答弁ありがとうございました。

前回の東京オリンピック・パラリンピックでは、戦後への復興ということで大きなテーマだったと思います。ぜひ、環境ということに今回なる部分もあるかと思います。ぜひ、我々の子どもや孫に、奥多摩産の材木等がいろんな箇所で使われたということで話ができるように、記憶、記録に残るように、ぜひ、要望を強くお願いをしたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（須崎 眞君） 以上で3番、澤本幹男議員の一般質問は終わります。

次に8番、高橋邦男議員。

〔8番 高橋 邦男君 登壇〕

○8番（高橋 邦男君） 8番、高橋です。

では1件質問させていただきます。

来年、小河内ダムが完成して60周年に当たるということで、小河内ダム竣工60周年に向けてということでお尋ねいたします。

ダム建設の話が持ち上がったのは、大正15年、当時の東京府が将来の大東京の実現を予想し、その水がめを確保する必要からだそうであります。そして、その数カ所の候補地から、水量や地質等の立地条件がそろった旧小河内村、現在、小河内ダムが完成しているところですが、ダム建設地に決まったということでもあります。

しかし、旧小河内村民の反対や神奈川県との水利権争いなどで、工事着工にはなかなか至らなかったそうであります。そして昭和7年、再三にわたる東京府の説得により旧小河内村はやむを得ずダム建設を承諾。昭和11年、水利権紛争も解決したということから、ようやく昭和13年に、都民の水がめとして小河内ダムの建設が開始されました。途中、戦争の悪化による工事の中断もありましたが、19年の歳月を費やして、昭和32年11月26日、小河内ダムの竣工式を迎えたということでもあります。ちょうど来年の11月に60周年を迎えることとなります。

このダムの建設では、旧小河内村と隣の丹波山村及び小菅村の945世帯、約6,000人の住民の皆さんが移転を余儀なくされています。また、建設に携わった都の職員を初め工事の関係者の方、87名の方々が殉職されたということでもあります。このように、小河内ダムというのは、旧小河内村の多くの住民の皆さん、そして工事関係者の皆さんの大きな犠牲の上に完成したということでもあります。

竣工当時、完成した小河内ダムは、水道専用貯水池としては世界最大規模の貯水池で、

都民の水がめとして、また、発電用として大きな役割を果たしていました。現在、東京都の水源は利根川水系や荒川水系が主流ですが、夏の時期や渇水時、水質事故が起こった際のための都民の水がめとして、また、発電用として現在も重要な役割を担っています。

私は、来年の小河内ダム竣工 60 周年を、ダム建設の歴史と水資源の大切さについて再認識するよい機会ではないかと思っています。そして、小河内地域の観光振興、それからダム流域の森林保全についても考える契機にしてほしいと願っています。

そこで町は、小河内ダム竣工 60 周年に対してどのような考えをお持ちでしょうか。また、何かイベントや事業の予定があるでしょうか。お聞かせください。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎 眞君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 8 番、高橋邦男議員の、小河内ダム竣工 60 周年に向けての一般質問にお答えを申し上げます。

東京の水需要の増大に対応するため、東京水道の技術の粋を結集して建設された小河内ダムは、昭和 32 年 11 月 26 日に竣工した我が国最大級の水道専用ダムであり、その豊かな水辺環境は奥多摩湖の愛称で広く親しまれております。このダムにつきましては、議員が先ほど申されましたように、長い年月をかけ地元に住んでおられた小河内村の 945 世帯の住民の移転並びに工事における 87 名の尊い犠牲のもと、昭和 13 年の起工から 19 年余りの歳月と約 150 億円の総工費をもって完成いたしました。

小河内ダムが完成した当時、東京の水源は、主に多摩川水系に依存しておりましたけれども、23 区を初めとする都市住民の増加に伴い、現在は、群馬県利根川水系が約 80%、多摩川水系が約 20%となっております。小河内ダムは東京都独自の水源として、利根川水系の渇水時や事故時には放流量を増やすなど、都民の安定給水の確保に重要な役割を果たしているところでございます。来年は、小河内ダム竣工 60 周年であり、町としてどのような考えをもっているのか、とのことでありますが、平成 19 年に実施されましたダム竣工 50 周年では、ダム建設によって移転を余儀なくされた方々やこれまで小河内ダムを支えてきた多くの関係者に感謝と敬意を表するとともに、今後もより愛されるダムとして次世代に引き継いでいくために、東京都水道局主催のもと記念事業が実施され、当時の菅原副知事も来町し、この記念事業が開催されました。この記念事業では、対岸にあります奥多摩いこいの路の全線開通記念式典、これは 3 年ほどかかっております。また、ダム施設の見学会、都庁でのシンポジウム、都民広場イベント、ダム作品展覧会、そして、ダム竣工 50 周年記念式典が小河内ダムで行われました。このほか、記念切手の作成などもあり、町としましても、水と緑のふれあい館においてタイアップ事業を展開し、ダム竣工 50 周年の PR に努めたところでございます。また、その後、平成 22 年 4 月に、町の念願でありました都営水道の一元化が実現されたことは記憶に新しいところでございます。

来年の小河内ダム竣工 60 周年につきましては、東京都水道局に問い合わせをいたしましたと

ころ、現段階では実施内容の検討を行っている状況であり、今後、関係機関と調整し決定していくとのございます。以上から、具体的な行事内容等につきましてはこれからという状況であります。東京都水道局によりますと、規模的には50周年より小さくなるのではないかと感触をもったところのございます。また、この件に関しまして、今後も東京都水道局から情報提供をいただくことになっておりますので、町としても地域振興や自然環境の大切さなど再認識していただく絶好の機会であると考えておりますので、東京都や関係機関と連携し、東京都が行う行事などに積極的に協力をしてまいりたいと思っております。

この一般質問の作成以後、東京都に参りまして、じかに東京都水道局長と面談をいたし、その内容についての確認をしたところのございます。来年度予算の中では、何らかの形でこの記念事業を実施していきたいというふうなところのございます。いずれにいたしましても、この東京都水道局と奥多摩町は共存・共栄の関係でいくという非常に友好的な関係を持っていただき、長年の懸案でありました水道の一元化事業についても、東京都の水道局を初め東京都の行政部を含めたオール東京の皆さんにご理解をいただきました。これも、東京都の都民の水がめである小河内ダムが存在する、それを、ある意味では、お互いに理解をしながら友好関係を深めてきた部分があり、そのことが実現できたのではないかなというふうに私は思っております。したがって、この共通の問題というのは、東京都と奥多摩町は共通しておりますので、何らかの形でこの記念事業を実施していただけるのではないかなというふうに思っております。50周年という半世紀の節目の年でありましたので、当時としては大きな行事でございました。もちろん、そのときには、知事の代理として当時の菅原副知事が来町し、関係者の皆さん、あるいは移転した皆さん等もご招待をして、この感謝の労をねぎらったというのが実態のございます。

しかし、この10年、60年というのは、ある意味では節目でありますけれども、50周年の記念事業とはちょっと規模が小さくなるのかなというふうに思いますけれども、引き続き、私たちの大切な地域の中に存在する、価値ある小河内ダムでありますので、水道局としても地域の皆さんにその感謝の念を伝えてほしいという要望をこれからもしてまいり、皆さんにとっても、あるいは町にとっても、過去から現在のことを忘れずやっていくという意味では、60周年記念事業については、私も積極的に要望してまいりたいというふうに思っております。

○議長（須崎 眞君） 高橋邦男議員、再質問はありますか。はいどうぞ。

○8番（高橋 邦男君） 答弁ありがとうございました。

東京都水道局への働きかけ、ありがとうございます。引き続きまた、来年、何らかの形で実施できればいいなというふうに思っています。

自分の方からは、ちょっと提案という形で幾つかお話をさせていただいて、答弁については結構です。

現在、我々の水環境を見たときに、水道の蛇口をひねればすぐに水が出る状況にありま

す。また奥多摩町については、非常に恵まれていて断水というのもほとんどない、こういう時代だと思うんですね。でもやはりこれが当たり前と思っている人が結構いるんじゃないかなと。自分もそうなんですけど。ですから、そういう意味で、またこの水資源を守っている方、それから水道の管理に携わっている方、こういう方たちのご苦勞もあって私たちは毎日何不自由なく水道の水を飲んでいられるわけです。ですから、そういう意味で、町民皆さんに水の大切さ、特に子どもたちにもそういうものをぜひ考える機会に、先ほどの質問でも表現させていただきましても、しつこいようですが、その辺が第一のあれかなということ、もし、東京都の水道局との共催になると思うんですけど、町の中で提案できる部分があれば、ぜひ提案してほしいというのが3点ばかりあるので、それだけ申し上げたいと思います。

1つは、子どもたちを対象に、小中学生、小河内ダム湖畔での写生会だとか、あるいは節水とか水の大切さに関する標語づくりなども授業の中でやっていただければありがたいなというふうに思っております。

それから2つ目としては、やはり小河内ダム建設について大きな犠牲、旧小河内村の方々、それから工事関係者の方々、犠牲を払っています。ですから、そういう建設に至るまでの歴史についても、我々町民、やはり再認識しなきゃいけない、そういう何か講演会なり、あるいは犠牲になった旧小河内村の方々、移転して大変な苦勞をされたと思うんですけど、そういう方々のお話を聞くとか、そういう機会も設けていただければありがたいなというふうに思っています。

それからもう1つ、自分、体育協会の方の役員やってる関係で、もし来年、町民歩く大会を開催していただければということなんですけど、実は昭和41年に第1回町民歩く大会が小河内湖畔で開かれたということをお聞きしました。ぜひ、小河内湖畔で歩く大会でも実施できればいいなというふうに願っています。

以上、町が、もし要望が通るのであれば、そういう事業なんかもどうなのかなということでお話しさせていただきました。答弁は結構です。どうもありがとうございました。

○議長（須崎 眞君） 以上で、8番、高橋邦男議員の一般質問は終わります。

次に、10番、村木征一議員。

〔10番 村木 征一君 登壇〕

○10番（村木 征一君） 10番、村木でございます。

それでは、私から1件につきまして質問をさせていただきます。

最後の町民体育祭の総括と今後のあり方についてであります。

町民体育祭は、昭和43年、和合とのぞみのあふれた明治百年総合記念祭として、文化祭とともに氷川小学校校庭で開催をされました。当時は約4,500名の町民皆さんがこぞって参加され、大変なにぎわいでありました。まさに、町民総参加の祭典でございました。記念祭はそのほか、総合文化祭、自治功勞者表彰及び公共施設総合竣工式がそれぞれ行われ、また記念公共施設として氷川小学校建築計画の着手、有線放送電話自動化計画の着手、広

域水道計画の着手、愛宕山森林公園建設計画の着手、そして、記念植樹として各家庭に梅の苗木を配布しそれぞれの記念事業が行われてきました。

体育祭は、その後半世紀にわたり隔年で実施してきましたけれども、人口の減少や高齢化に伴い、今年第24回の大会が最後の大会になりました。

昭和43年当時の人口は、約1万3,000人。一般会計の予算規模は約3億円。税収が約1億2,000万円というような時代でございました。この年に大丹波の北川橋が永久橋にかきかえられました。

約半世紀続いた町民体育祭でございましたけれども、人口減や少子高齢化に伴い、今年第24回の大会が最後の大会になりましたけれども、この半世紀を振り返り、どう総括をいたしますでしょうか。

今後、ふれあいまつりの中に、各地域にある郷土芸能を一堂に会しての一大イベントにする等考えられると思いますけれども、町長のご所見をお伺いをいたします。

○議長（須崎 眞君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 10番、村木征一議員の最後の町民体育祭の総括と今後のあり方についての一般質問にお答え申し上げます。

初めに、町民体育祭は昭和43年から始まっておりますが、これは日本の元号が慶応から明治へ改められた満百年を記念して行った事業の一環として開催したものであります。当町では、昭和43年9月24日に、町政時報おくたまの明治百年総合記念祭を特集号として発行しており、これによりますと、ソフト事業としては、町民体育祭、総合文化祭、自治功労者表彰式、公共施設総合竣工式が行われ、また、ハード事業として、氷川小学校建築計画着手など、議員が申されたとおり4事業に着手することが記載されております。

このうち町民体育祭につきましては、町民皆さんが、誰でも気軽に参加して和やかにスポーツの祭典を楽しんでいただくことを目的に、21の行政区対抗で、6位までを入賞として表彰し、全員に参加賞を出すというものでありました。競技は17種目で行われ、うち過半数の9種目が得点種目となっており、また、リレー競技が多く、男子年齢別リレーや職場対抗リレー、最終種目では町議会各委員会、町4役、区長、小中学校校長先生の参加の役職員リレーなど9種目もあり、競技参加者の皆さんのみならず、観覧者にとりましても、大変見応えのある体育祭であったことが伺えます。

また、パン食い競走や風船割り競走も得点種目となっており、競技の最後には、全員参加のフォークダンスも行われるなど、当時の町民体育祭の白熱した盛り上がりや楽しかった様子などが目に浮かんでくるところでございます。翌11月の町政時報の表紙には、町民体育祭盛會に終わるという見出しで、体育祭の様子が写真入りで掲載されており、その一部を抜粋いたしますと、10月10日体育の日、氷川小学校校庭に約4,500人が参加してスポーツの祭典が繰り広げられ、老いも若きも皆元気で、秋空のもと、心ゆくまで体育祭を味わった。楽しい1日でした、とありました。そして、今年10月の第24回町民体育祭ま

で半世紀にわたり、歴代多くの関係者の皆様方のご努力により隔年で町民体育祭を実施してまいりました。

この町民体育祭の総括でございますが、第1回では、約4,500人の参加者があったということではありますが、当時の人口1万3,000人に対する参加割合は約35%でありました。

今年は悪天候のため、参加者、スタッフの合計は約1,500人。参加者数1,381人、スタッフ200名と、例年に比べて少なかったところでございますが、それでも、人口割合では、33%の参加があり、第1回大会と参加者の割合ではほとんど変わっておらず、人口が減少し、高齢化が進行している中であっても、地域の関係者のご努力により、このように多くの住民皆さんの参加をいただけたものと考えております。この行事は、老若男女の分け隔てなく、多くの町民が一堂に会し競技を楽しんだり、日ごろなかなか顔を見ない他自治会の方々とも旧交を温め合うことができ、さらには競技終了後においても自治会ごとに懇親会が設けられるなど、地域コミュニティーの醸成をはじめ、地域のきずなや世代間交流など、さまざまな意味において大変有意義なすばらしい行事であったと私は総括をしております。しかし、近年では地域の住民皆様から、高齢化の進行や人口の減少などにより、選手の確保が難しいとの声が多く上がってきたことから、この事業の運営を委託している町体育協会とも検討を重ねた結果、得点競技を減らし、誰でも参加しやすく、楽しめる競技種目になるよう変更してまいりましたが、それでも地域の状況変化に対応できなくなってきたことにより、大変残念ではございますが、今回が最後の体育祭となってしまいました。

今後は、この町民体育祭にかわる事業として、子どもさんから高齢者までが一堂に会し、より多くの皆様と一緒に楽しくいただけるような催し物を開催したいと考えております。そのためには、各地域の高齢化や人口減少などの実情も考慮し、体育協会や郷土芸能保存団体など多くの団体と協議の機会を持つとともに、住民皆様のご意見やアイデアも伺いながら、町民体育祭にかわるものとしてどのような行事がふさわしいか、奥多摩町に合った事業を検討するとともに、再来年度の実施に向けてさまざまな角度から検討してまいりたいと思っております。

この町民体育祭に対する町体育協会の皆様方、あるいは関係者の反省会が、11月22日の日に行われました。その席でもお願いを申し上げましたけれども、どうかこの1年ぐらいい間に、翌年以降に多くの人たちが集える、あるいは少子高齢化の中であっても、33%ぐらいの人たちが集まれるような行事を、お互いに知恵を出し合いながら検討してもらいたいというお願いをしたところでございます。

どうか議員の皆さん、住民の皆さんもアイデアがありましたら、町にそのアイデアを提供いただきながら、町の中でも内部で検討委員会をつくり、この問題について真剣に検討し、皆さんが集えるような行事にしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（須崎 眞君） 村木征一議員、再質問はありますか。

○10番（村木 征一君） 再質問はございません。終わらせてもらいます。ありがとうございました。

○議長（須崎 眞君） 以上で、10番、村木征一議員の一般質問は終わります。
次に5番、小峰陽一議員。

〔5番 小峰 陽一君 登壇〕

○5番（小峰 陽一君） 5番、小峰です。

それでは、2件質問をさせていただきます。

まず1件目として、境地域の道路環境等の整備についてお伺いしたいと思います。

桧村橋東側手前を右折しますと、今、奥多摩むかし道として使っている旧道に入るわけですが、この道は、境集落を経て奥多摩湖に通じております。桧村から境集落までの間は、地域住民の生活道となっており、また、この道はセラピーロード奥多摩むかし道の一部として観光客の誘致に力を注いでいる場所でもあると思います。

以前から、上記の道路は落石が多いとの話を聞いておりましたので、機会があるたびに通行していますが、落石が多く、特に風雨のあった翌日は落石が増えています。落石の中には、人頭大を超えるものもあり、非常に危険な状態であるということを感じました。境の皆さんにこのことについてお話を聞き、現地を調査したところ、上記の件のほかに、旧分校跡地上部の地盤の沈下、白髭神社下部の残壁崩壊のおそれ等について危惧をしておりました。さきに述べましたとおり、この道路は、地域の皆さんの生活道として、またセラピーロード奥多摩むかし道として多くの方が利用されており、災害を未然に防ぐことが非常に必要かというふうに感じております。下記の点について調査の上、対応をさせていただくようお願いをしたいと思います。

1番として、小中沢、境集落間の落石対策。この後ちょっと調査しましたら、桧村から小中沢の間でもやはり大分大きい落石がありますので、その辺も考慮をお願いしたいと思います。

それから、境集落中央旧境分校広場の上の地盤沈下の対策。

それから、白髭神社下道路残壁の沈下崩落対策というようなことで、お願いしたいと思います。

概要の資料を添付、ここには添付してありませんけど、添付してありますので、参考に見ていただければというふうに思います。

それから、2点目ですが、奥多摩町境の湧水、祥安寺の清泉の管理についてお伺いしたいと思います。

環境省並びに東京都環境局は、水環境の保全に取り組んでおります。環境省及び東京都環境局のホームページでは、都内の200カ所近くの湧水を公開しており、奥多摩町の湧水は次のものが紹介されております。環境省の紹介としては、①番が祥安寺の清泉、境ですね。それから、獅子口の水、これは大丹波です。それから、一石山神社は日原。万寿の水、日原。釜の水、小丹波。そして、東京都環境局では、先ほども言いました①番の祥安寺の清泉、それから②番の獅子口の水、⑤番の釜の水が東京都で推薦されております。また、平成14年に制定されました奥多摩町自然文化百選にも、上記の①、②が選定されております。

す。奥多摩の管理番号としては、②番と、それが境の清泉です。それから、⑦番が獅子口の水というふうになっております。

境の清泉、東京都、それから環境省の広報では祥安寺の清泉となっておりますが、奥多摩の水の原水として使用されたり、一般の方も取水が可能な設備となっております。また、多い日には50人程度の人たちがこの地を訪れているようです。一般の取水設備は定期的に整備をされております。これは、地域の皆さんの厚意により実施されてきましたが、高齢化が進み、対応が困難というふうになってきております。また、国道から取水場までの町道が狭いために、交通のトラブルも発生しております。

これらの状況を考えて、下記の点について対応していただくようお願いをしたいと思います。

①一般の方の取水設備の管理委託。②取水場の看板の修復。③国道411号線から集落入り口三叉路間に待避所の設置。④国道411号線から右折時の安全確保。ここにはミラーが設置されているのですが、非常に見にくくて、ダム方向からライトをつけてきてくれるとわかるんですけど、無灯火で来ると全然対向車がわからないというような状況です。

これについても、参考の資料をつけておりますので、ごらんいただきながら参考をお願いしたいと思います。

以上、2件についてお伺いしたいと思います。

○議長（須崎 眞君） お諮りします。

会議の途中でありますので、ここで休憩にしたいと思いますので、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって、午後1時00分から再開とします。

午前11時59分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（須崎 眞君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

5番、小峰陽一議員の一般質問に対する答弁から行います。

河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 5番、小峰陽一議員の一般質問にお答え申し上げます。

初めに、1点目の、小中沢から境集落の落石対策についてでございますが、この区間は落石防護網を設置しておりますが、網の内側に土砂が堆積して道路に飛散したり、また、落石が防護網の上部から防護網を飛び越えて道路に落下するなどしております。このため、防護網の内側に堆積している土砂等の除去を行い、あわせて防護網の上部については、現況調査を行った上で、浮き石など危険箇所の排除や、場合により防護網のかさ上げなどを検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目の、境集落中央（旧境分校広場の上部）の地盤沈下についてであります。

この付近につきましては、山側の現地調査は実施済みで、国道 411 号線の白髭トンネル境集落入り口より 50 メートル地点の山側につきましては、本年度に整備を実施する予定でございます。また、旧分校跡地付近の地盤沈下につきましては、現地調査を行ったところ、国道 411 号線に接続する境桧村線と旧境分校跡地に接続する町道境東線に挟まれている墓地が沈下をしております。町道 2 路線の路側擁壁あるいは土留擁壁、また、路面舗装等にはひび割れや沈下は認められませんでした。

次に、3 点目の、白髭神社下道路残壁の崩壊のおそれについてでございます。

議員からご指摘のございました残壁とは、白髭神社下の町道境梅久保線にある、長さにして 10 メートル程度のコンクリート基礎の上部に石積みをした土留擁壁のことと思われませんが、この擁壁を囲む周囲一帯と白髭神社境内の一帯を調査したところ、この土留擁壁周辺や道路部分にはひび割れや沈下などの異常は認められませんでした。しかし、この町道の上部にある白髭神社境内のコンクリート基礎の一部、またコンクリートのたたきの一部には、若干のひび割れが生じておりました。これらの原因は、現時点では推測ではありますが、恐らく平成 26 年 2 月の大雪の際の雪崩等の影響で、白髭神社と町道の間にある土手、法面が軟弱化して地盤沈下を起こしている可能性があります。また、先ほど申し上げました境集落の墓地の沈下につきましても同様に、大雪による雪崩の影響で、墓地と町道の中の土手が軟弱化して地盤沈下を起こしている可能性もございます。

しかしながら、今後、墓地並びに神社の下にある町道にも同様の地盤沈下等が生じてくる可能性も否定できませんので、これらの町道につきましては定期的に経過観察を行い、住民皆様の安全・安心の確保を最優先に対応してまいりたいと考えております。

次に奥多摩町境の湧水、祥安寺の清泉の管理についてでございます。

祥安寺につきましては、大永 5 年、西暦 1524 年に開基された寺院で、現在はその名を残すのみとなっておりますが、周辺からは豊かな水が湧き、祥安寺の湧水として議員のご質問にございましたように、東京都名湧水 57 選及び奥多摩町自然文化百選の 1 つとして選定されております。また、この豊かな湧水を利用して、町の特産物のわさびの栽培が古くから行われており、江戸時代には、祥安寺のわさびとして将軍家に献上されたと伝えられております。この祥安寺の湧水につきましては、奥多摩総合開発株式会社により、平成 18 年 4 月から、奥多摩の天然水として発売が開始されたほか、一般の方も利用できるため、水を汲むために多くの方が来ております。その大半が、自動車で乗りつけている状況でございます。

さて、1 点目の一般の方の取水設備の管理についてでございますが、議員が申されるように、これまで地元住民の方の厚意により清掃等を実施していただいております。しかし、高齢化により清掃等が厳しい状況ということでございますので、今後は、奥多摩総合開発株式会社が取水する際に、清掃等を行うようにしたいと考えております。

次に、2 点目の取水場の看板の修復についてでございますが、この看板は奥多摩町産のヒノキを加工し、平成 14 年度に町が整備したものですが、設置から 13 年がたち、経年劣

化による割れや剥がれ等が目立っておりますので、今後、看板のかけかえにより再整備を図ってまいりたいと考えております。

次に、3点目の、国道411号線から境集落入り口三叉路間に待避所の設置を、についてでございます。この付近は、道路幅員が狭く急峻な場所のため、現状では、車両がすれ違える待避所はありませんが、白髭トンネルから町道境桧村線に入り、その一部の路肩側に岩盤が露出した場所があり、その下は急峻な崖地となっておりますが、何とかこの場所を整備すれば、辛うじて車1台分がすれ違える待避所の設置ができる可能性があります。

このため、今後、地元の境自治会並びに道路に隣接する関係地主等と協議を行い、実現が可能であれば、待避所の設置をすることで住民皆さんの安全・安心の確保と利便性の向上を図ってまいりたいと考えております。

次に、4点目の、国道411号線から右折時の安全確保（ダム方向からの直進車の確認）についてでございます。

この場所につきましては、東京都西多摩建設事務所の管理区分となりますが、町道側からの安全確保のために、車両用と歩行者用の道路反射鏡2基が、既に国道側に設置してあります。しかしながら、地域住民の皆さんや利用者から、さらなる安全確保が必要とのことであれば、道路反射鏡の位置の変更、あるいは形や大きさの変更、また注意喚起のための看板等を町道側出口付近に設置するなどの方法も考えられますので、道路管理者である西多摩建設事務所との定例協議会の中で、今後、検討し、要望してまいりたいと考えております。

○議長（須崎 眞君） 小峰陽一議員、再質問はありますか。はいどうぞ。

○5番（小峰 陽一君） まず1点目なんですけど、境の山を見ますと亀裂が多くて、落石の発生しやすい状況になっています。ぜひ、多くの方が通るので、けがのないように今後も監視を続けていただきたいと思います。

それから、2点目なんですけど、これについても積極的に進めていただけるように思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

関連で1件だけ質問をさせていただきます。

ここに平成14年に制定された奥多摩町自然文化百選というのがあるんですけど、この中に載ってました。この資料を探したらなかなかなくて、観光産業課のほうからいただいたんですけど、ちょうど1年前に、この冊子を奥多摩が好きな方が求めようとして観光産業課の窓口を訪れたらしいんですけど、担当した者がわからなかったというようなことがインターネットに出ていました。平成14年に選定されたので無理もないかと思うんですけど、これを見ますと、やはり奥多摩の歴史や文化を非常によく捉えていると思うので、これをどうやって生かすか、今後考えていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（須崎 眞君） 観光産業課長。

○観光産業課長（原島 滋隆君） 5番、小峰議員の再質問にお答えをさせていただきます。

奥多摩百選については、今議員が申されたとおり、随分古い時代に策定をされたものということで、当時、2,000冊だけが発行されたということで、その後増刷等がされておられませんので、私たちもなかなかこの存在を15年近くたつと知らないという若干怠慢な部分もありますが、これを、今後、山里歩き絵図と現在発行されています観光用の冊子の中に、お薦め観光スポットというような整理の仕方で、こちら側としてぜひ行っていただきたいというようなところを整理してまいりたいというふうに思います。

それから、1年前のお話ですが、今いただきましたが、再度接客につきましては、私含めて職員一同よりよい接客をしていくようにしてまいりたいと思いますので、ご理解お願いいたします。

○議長（須崎 眞君） 以上で、5番、小峰陽一議員の一般質問は終わります。

次に、4番、清水明議員。

〔4番 清水 明君 登壇〕

○4番（清水 明君） 4番、清水でございます。

それでは、3点ほど質問をさせていただきます。

まず、1点目でございます。はとのす荘周辺の今後の観光整備について伺います。

昨年12月、定例議会におきまして、はとのす荘周辺の今後の観光整備について一般質問をさせていただきました。その際のご答弁は、奥多摩町議会だより第176号から引用させていただきますと、「すばらしい自然景観を壊すことなく、今よりもさらに多くの観光客に来てもらえるような整備計画を策定し、より一層、「鳩の巣観光」が振興できるよう努めていく」とのことでした。この一般質問から1年が経過しましたので、この間の進捗状況等についてお伺いいたします。

次に、奥多摩ふれあいまつりについて質問をさせていただきます。この第31回奥多摩ふれあいまつりに、私の地元から棚沢獅子舞が参加をさせていただきました。大変多くの方にごらんいただいたということで、獅子舞愛好会の会員も皆喜んでおりました。随分と盛り上がったイベントに関係者皆様のご尽力を拝察いたしました。このような事業に、実行委員会という言葉が使われることがあります。今回、この奥多摩ふれあいまつり実行委員会という組織を例に質問をさせていただきます。

まず1点目でございます。組織の構成、事業の進め方、スタッフの数について。

2点目といたしまして、出店数、出店関係者数、来場者数について。

3点目といたしまして、委員会の収入と主な支出の内容、過去3年間の収支状況について。

4点目といたしまして、事業の総括と今後の課題について。

以上、4点についてお伺いいたします。

次に、遊休農地・耕作放棄地の対策につきましてお伺いいたします。

農林水産省が公表した2015年の農林業センサスによりますと、1年以上作付をしていない耕作放棄地は42.3万ヘクタールで、2010年の前回調査、39.6万ヘクタールから2.7万

ヘクタール、約7%増加しておりました。

奥多摩町においても、遊休農地・耕作放棄地は増加傾向にあり、獣害によりさらに耕作意欲がそがれることもたびたびで、耕作者の方からもため息がもれております。

先日、住民の方から、住宅対策は注目されているが農地対策はどうなっているのか。海沢体験農園に比べ、周辺の耕作放棄地は増える一方で、苦勞して耕作してもイノシシやサルに荒らされる。農地の貸し出しなど、住宅と同様に町が仲介する方法が取れないのかといったご意見を頂戴いたしました。

法的な制約もあるかと思いますが、こういった住民の声や期待にどのようにお答えになるのか、町長のお考えをお伺いいたします。

以上、3点でございます。よろしく願いいたします。

○議長（須崎 眞君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 4番、清水明議員の一般質問にお答え申し上げます。

初めに、1点目の、はとのす荘周辺の今後の観光整備についてでございます。

はとのす荘周辺につきましては、以前にもご答弁させていただきましたが、町内でも有数の渓谷美を誇る鳩ノ巣渓谷を最大限に生かせる整備をする考えであります。このため、今年度は、はとのす荘の周辺の測量を実施いたしました。今後、この測量結果に基づき、整備工事に係る車両進入路の整備や、鳩ノ巣渓谷に至る遊歩道、あるいは花木の植栽を含めた公園整備などを庁内プロジェクトチーム等で検討し、基本構想を定めてまいりたいと思っております。この場所につきましては、議員もご承知のように、鳩ノ巣の福島さん、旧福島さんが持っていた部分を寄贈いただきました。それを何とか従来のはとのす荘の活性化を図るためにやっていきたいということで、今申し上げましたように、この構想から最終的に実施までに関しては、長年、若干いただきたいと思っております。1年やそこらですぐできるという話ではなくて、まず、測量をやらせてもらい、そこにどういうふうなことをやればいいのかという構想をもって、実施に当たっては、その財源をどう求めているのかということで、少なくとも3年や5年かけてやっていかないと財源対策もできませんので、長い期間、いろんな意味で、ご提言を含めて見ていただければありがたいなというふうに思っております。

次に、2点目の、奥多摩ふれあいまつりについてであります。奥多摩ふれあいまつりは昭和61年に始まり、今年が31回目の開催となりました。昭和61年の第1回から平成10年の第13回までは、氷川小学校を会場として、以降は、現在と同様に、奥多摩総合運動公園を会場として実施をしております。実施内容につきましては、テントを設置し、農林産物品評会の出品農産物の展示や、各種団体による物品や飲食物の販売及びPRを行う出展と、ステージ等で郷土芸能の披露や、保育園や小中学校、町内サークル等が発表を行う出演で構成をしております。また、昨年は、町制施行60周年を記念しまして、高齢者の多い町でもあることからプロの歌手による昭和歌謡ショーを実施したところ、大変な好評

をいただき、以前は2日間の来場者が4,000人程度であったものが、2倍の8,000人を超えました。このようなことから今年度も引き続き、プロ歌手による昭和歌謡ショーを実施いたしました。昨年と同様に8,000人を超える来場者があり、出店者の売り上げやPRにも大きく貢献できたものと考えております。

ご質問の1点目の、組織の構成、事業の進め方、スタッフ数についてであります。初めに、組織構成につきましては、奥多摩ふれあいまつり実行委員会規約により実行委員長を町長、副実行委員長を奥多摩観光協会長、幹事を副町長と観光協会役員とし、実行委員はふれあいまつり関係者と定めております。

次に、事業の進め方につきましては、実行委員会において、前年度決算報告及び当年度の実施内容、予算等を議題に審議され、決定をいただいております。特に、これは実行委員会方式をとっているというのが、多くの人たちが皆で自分たちの問題に携わってほしいという意味で、実行委員会の方式をとらせていただいております。そういう点では、多くの皆さんに実行委員として参加をいただいて、その中でいろんな催し物についても、昔は幹事制でありましたけれども、今は実行委員会という形でありますけれども、多くの人たちが関心を持ち、かつ自分たちの問題として捉えていただき、いろんな提案をいただき、少しずつですけれどもその内容も変わってきているという歴史的な背景も考えていただければありがたいなというふうに思っております。また、出演者の配置、出演者の順番、シャトルバスの運行など詳細な内容につきましては、奥多摩ふれあいまつり実行委員会の中の、企画推進委員会で審議・決定され、この企画推進委員会において詳細内容が決定した後、舞台出演者打合せと出展者打合せを開催し、実施内容の説明とあわせて質疑や要望等を受け、その後、職員の打ち合わせを経て町の職員にも参加をいただき、ある意味では無償で、その参加を募って実施をしているという状況がございます。また、従来から、それぞれのブースについても無償でやっておりましたけれども、今は、有償でお金をいただいております。そういう点で、いろんな改良をしながら実行しているということで、実行委員の皆様方には本当にご苦勞をかけながら、やっている人たちは真剣にやっているという部分をどう皆様方がとっていただけるかということではないかなというふうに思っております。

スタッフ数についてでございますが、テント・舞台等の設営は業者委託しております。これは従来は、町の職員がテントを張ったり、あるいは外したり、もちろん清水明議員も職員でありましたから、そういう仕事をやったという経験はあろうかと思っておりますけれども、それではなかなか、いろんな意味で運営がうまくいかないというようなことから、そういう運営方法に変えました。司会、案内、誘導、駐車場、送迎車の運転、ごみ処理などさまざまな役割を町職員ができることは担っており、1日に30名程度のスタッフが必要となっております。この人数は、所管の数だけでは賅えませんので、全課に協力を呼びかけ対応しているというのが実態でございます。

次に、2点目の出展・出演者数及び来場者数についてであります。初めに、出展団体

数は、平成 26 年度が 52 団体、昨年度が 51 団体、今年度は 52 団体となっております。その出展者についても、従来から、いろんな意味で外から焼きそばの有名な部分であるとか、あるいは神津島の部分であるとか、あるいは水あめをつくっている方については、もう本当に 10 年来ここに来ていただいています。そういう意味で、いろんな意味の団体の方がかわっていただく。それが、このふれあいまつりの大きな意義がある。できれば観光客も大勢あそこに来てもらいたいという願いを込めてやっているという状況でございますので、そういう部分も頭の中に入れていただければありがたいなというように思っております。来場者数は、広場入り口に設けたセンサーカウンターにより、自動集計しており、平成 26 年度は 4,450 人、歌謡ショーを行った昨年度は 8,100 人、今年度は 8,200 人となっております。

次に、3 点目の、収入と主な支出内容及び過去 3 年間の収支状況でございますが、平成 26 年度は収入が 661 万 8,723 円、支出は 560 万 2,940 円で、昨年度は収入 724 万 5,864 円、支出は 573 万 2,363 円で、今年度は収入 912 万 9,101 円、支出は現時点では保険料等が確定しておりませんので、一部見込みであります、772 万 9,486 円となる見込みであります。これにつきましても、先ほど申し上げましたように、委託の部分、あるいはテナントのテナント料等についても協議をし、有料にさせていただいた等々の問題も含まれております。

次に、4 点目の、事業総括と今後の課題についてであります。昭和歌謡ショーの実施により、来場者が増加したことによる対応であると考えております。

昨年度は、初めての試みであり、また、3 名のプロ歌手を招いたことから、前年度の 2 倍近い 8,000 人を超える来場者をいただきました。そのため、用意した 2 台のシャトルバスは、休む間もなく運行することになり、運転手が食事どころか、トイレ休憩もできない状況となり、バスの運転免許を持つ町職員 2 名が運転を交代して対応いたしました。

このことを踏まえ、今年度はバス 2 台に運転手 3 名という体制で臨機応変な対応ができるよう変更したところでございます。それ以外にも、観客席が一時的に不足することや、雨天時に飲食できるスペースがないことなど、予算の関係もございしますが検討課題とするものがあると考えております。この部分については、できるだけ多くの職員が、町のみんなが集って楽しいふれあいになるように職員が皆協力しようということでやっておりますので、なかなか、場合によっては計画したとおりにいかない部分は臨機応変に対応しているということでございます。

最後に 3 点目のご質問の、遊休農地・耕作放棄地の対策でございます。耕作放棄地は農林業センサスでは、1 年以上作付がされず、今後数年も作付をする考えのない土地と定義をしております。その上で、2015 年の農林業センサスによりますと、耕作放棄地の面積は、全国で 42 万 3,000 ヘクタールと前回調査から 7% 増加しており、その要因は高齢化や農村での人口減少となっております。山村地域では、過疎化・高齢化に加え獣害も大きな要因となっております。農林業センサスによる町の耕作放棄地は 14 ヘクタールで、全農地の

9.3%となっており、他の山間地域同様に、過疎化・高齢化と獣害がその要因と考えております。遊休農地・耕作放棄地対策についてでございますが、耕作放棄の要因の1つともなっている獣害につきましては、シカ・イノシシの捕獲事業、サルの追い払い事業を奥多摩猟友会の協力を得て通年実施しているほか、電気柵の設置補助や小動物用捕獲檻の貸し出しなどさまざまな事業を実施し、獣害防止に努めているところでございます。

次に、耕作放棄地の貸し出し等の仲介についてであります。農地法では、農地を貸し借りする場合には農業委員会等への届け出、これは、法律では第3条の申請というふうに言っておりますけれども、その場合は、10アール以上の耕作者でないと申請できないこととなっております。このような法律の定めから、自家消費用の野菜をつくる程度の畑の面積では貸し借りが原則できません。このため、自家消費用野菜の生産やレクリエーションとして農地を利用する場合は、市民農園整備促進法または特定農地貸付法による許認可が必要となります。海沢にございます奥多摩海沢ふれあい農園は、市民農園整備促進法に基づき平成19年度に開園したのですが、この法では、休憩施設やトイレ等の附帯施設を整備することが必要とされていますことから、一定のまとまりをもった農地が対象となり、町内各所に点在する不耕作地をこの法律によって貸し出すことは現在の段階では不可能であります。また、特定農地貸付法では、施設整備の要件がございませんが、相当数の者を対象としていること、1人当たり10アール未満であること、営利を目的に耕作しないこと、貸付期間が5年間を超えないこと、対象農地の所有権また使用权を自治体が設定し、使用者に貸し出すことなど、さまざまな制約があることから、この法によって市民農園を開設している自治体も、まとまりをもった農地を対象に行っており、点在する農地を対象に実施している事例は確認できておりません。

このように、自治体が主体となって農地を貸し出す場合にはさまざまな制約があり、難しい部分もございますが、今後とも獣害対策を推進するとともに、多様な農地の利用が図られるよう検討・研究を重ねてまいりたいと思っております。また、この不耕作農地についての取り組みでございますけれども、農業委員会法が改正になり、農業委員会は今現在なくなっておりますけれども、農業委員会にかわる協議会、あるいは従来の農業委員会の皆さん方がいろんな知恵を絞りながら、それを貸したり、あるいは借りたりしながら実際にはやっております。また、今年のふれあいまつりを見ていただけましたように、シルバー人材センターの皆さん方が、そういうところを、法律ではきちっとやれば許認可をもらわなきゃならない部分を、知恵を絞りながら、いろんな工夫をしながらやっていると、私には感謝を申し上げます。そういう意味では、今年は特にコンニャク芋を相当数つくり、皆さんに提供しているというような状況も、いろんな人がいろんなところで知恵と工夫を出しながら、少しずついろんなことを実行している。このことについても評価をしていただければありがたいなというふうに思っております。

○議長（須崎 眞君） 清水明議員、再質問はありますか。はいどうぞ。

○4番（清水 明君） 詳細なご答弁をいただきましてありがとうございます。

1点だけ再質問させていただきたいと思います。

はとのす荘周辺の今後の観光整備についてでございます。若干、視点を変えて再質問をさせていただきたいと思います。

特に美しい清流美として、環境省から日本名水百選に指定されている御岳溪谷の紹介をインターネットで見かけております。ご承知のとおり、環境省指定の日本名水百選でございます。私は、奥多摩町内でも御岳溪谷にまさるとも劣らない溪谷が幾つかあると思っております。

そこで、鳩ノ巣溪谷について溪谷そのものの価値を表現できないか考えてみました。例えば、文化財としての指定が1つ考えられます。町のホームページに掲載している指定文化財の中の海沢の4滝のように、東京都の文化財として指定が受けられれば、東京都にとっても重要なものとなりますし、当然、町も責務を負いますが、鳩ノ巣溪谷そのものの文化財的な価値が明確になります。よく言われる地域の宝探しの延長で、整備計画にも弾みがつくのではないかと考えます。そして、雲仙橋に溪谷を展望できる場所が確保できれば、溪谷の楽しみ方はさらに広がりをもたらします。

また、東京2020年オリンピック・パラリンピックに向けた文化事業としての位置づけや、インバウンドに提供するメニューの多様化にもつながるのではないかと考えます。

こういったアプローチの仕方についてお考えをお伺いいたします。

○議長（須崎 眞君） 観光産業課長。

○観光産業課長（原島 滋隆君） 4番、清水議員の、はとのす荘周辺の整備に当たって、東京都の文化財等の指定という考え方もあるのではないかとというようなご質問だと思います。

今、町長からご説明をさせていただきましたが、今後、庁舎内でプロジェクトチームをつくっていき、また取付道路、それから取り壊し等多くの費用がかかるということで、かなり長期間にわたるといようなお話をさせていただいたところなので、その中で、今いただいたものもご提案の1つではあるというふうに思います。

ただし、文化財となってきますと、その周辺の今度は開発というような制約というのがありますので、公園の整備等をどういうものにしていくのかという中でいただくご提案の1つというふうに受けとめさせていただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（須崎 眞君） 河村町長。

○町長（河村 文夫君） 先ほど申し上げましたように、これから基本構想を詰めますので、今清水明議員から提案があったようなことも排除しないで、いろんな観点から何ができるのかということを中心に内部で検討させていただきたいと思います。

○4番（清水 明君） ありがとうございます。

3年から5年、余裕がございますということなものですから、ぜひ、その辺ご検討の中の1つに入れていただければと思います。どうもありがとうございました。

○議長（須崎 眞君） 以上で、4番、清水明議員の一般質問は終わります。

次に7番、宮野亨議員。

〔7番 宮野 亨君 登壇〕

○7番（宮野 亨君） 7番、宮野でございます。

質問をさせていただきます。

たためばコンパクトになる防災ヘルメットを学生へ、について。

今、全国的に地震災害が頻発しています。4月に熊本県でマグニチュード6.5の地震が発生、同県益城町で震度7を観測、熊本城を初め多数の建物が倒壊、20万人が被災、10月に鳥取県中部でマグニチュード6.6の地震が発生、倉吉市で最大震度6弱を観測、最近では福島県沖を震源とするマグニチュード7.4の地震が発生しました。9月に被災地熊本の視察に行き、被害状況や復旧・復興の状況を知ることができました。熊本は瓦屋根が多く、崩れ落ちた瓦の散乱状況を見るとヘルメットの重要性を感じました。NHKのニュースの中に、防災意識の高い高校が紹介されていました。大阪の四條畷学園高等学校では、東日本大震災を期に防災対策を強化。防災訓練に使われているのは、引っ張ると膨らみ、たためばコンパクトになる防災ヘルメット。強度も通常のヘルメットと変わらないとのことで、全校生徒に持たせたとありました。机の横に折り畳み式のヘルメットがかかっている光景を見たときに、ぜひ奥多摩町にも取り入れたらと思いました。災害時に、学生が身の安全を確保した上で、家族や高齢者の助けができると思います。折り畳み式のヘルメットの価格帯は5,000円前後であります。今後も、いろいろな災害に備え、段階的に学生ヘルメットの支給をしていただきたく強く望みます。

町のご所見をお伺いいたします。

次に、川井駅に歩行者用のスロープを、について。

川井駅には、ホーム改札口から出た際にスロープができています。しかし、車道に出るには2つの降り口がありますが、どちらも階段で、東側階段は西側階段の倍の長さをおります。障害者に優しいスロープが川井駅にあります。車道に出るためのスロープをつくっていただき、駅のバリアフリーが完成されると思います。また、来年には日本語学校の開校に伴い、川井駅の利用者数は増加すると思います。

そこで、自転車置き場の上を使ったスロープ橋を設置できないかお伺いいたします。

また、段階的に古里、鳩ノ巣、白丸駅の現在ある階段に、簡素なスロープを設置していただけるよう、JR八王子支社に要望していただければと思います。いかがですか。お伺いいたします。

○議長（須崎 眞君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 7番、宮野亨議員の一般質問にお答え申し上げます。

2点ほど質問をいただいておりますけれども、1点目につきましては、子どもの問題、学校の問題でございますので、後ほど教育長から答弁をさせていただきます。

川井駅に歩行者用スロープを、についての一般質問でございます。

川井駅には、駅待合室の後ろ側から駅ホームに沿う形の町道神塚橋川井駅線に接しているJRのスロープがございますが、議員からは、新たに大正橋から接続する町道川井駅前線の川側に町が設置している駐輪場と川井駅ホームをつなぐスロープについてのご質問だというふうに理解をしております。建築基準法では、スロープのことを傾斜路と呼んでおりますが、一般的にはその勾配は、8分の1を超えないこととされております。これは1メートルの高さに至るのに八メートルの距離を要するということになります。

東京都では、高齢者や障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例、いわゆる建築物バリアフリー条例と呼ばれるものがございますが、こちらの条例でも、屋外での傾斜路の勾配は20分の1を超えないこととされております。これは1メートル上昇または下降するのに20メートルの距離を要するというので、国の基準により、さらに厳しい条件となっております。また、傾斜の幅は140センチメートル以上とされ、手すりの設置や、両側に側壁または立ち上がりの設置並びに始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができるような平坦な部分を設けることとされております。加えて、スロープ全体の高低差が4メートルを超える場合は、4メートル以内ごとに踊り場を設けなければならないとされております。このようなことを踏まえ、町道川井駅前線をまたぐ形で駐輪場と川井駅ホームを結ぶスロープを仮に想定した場合には、直線的なスロープの設置は物理的に困難であり、ループ橋のようなスロープを設置する場合には、現場の高低差の関係から50メートル以上のスロープが必要とされます。また、この50メートル以上のスロープを支える支柱にあつては、町道川井駅前線の道路幅に匹敵するくらいの大きさになることが予想されること、さらには、町道川井駅線にあつては、ダンプトラック等の大型車両も通過することから、物理的にスロープの設置は困難な状況と思われま

次に、古里、鳩ノ巣、白丸における階段に、簡易なスロープを設置していただけるようJR八王子支社に要望についてでございます。

町では、毎年西多摩地域広域行政圏協議会を通じて、JR八王子支社に対して要望活動を行っております。この要望の中で、青梅線、五日市線、及び八高線の3線共通という形ではありますが、改善要望として駅構内のバリアフリー化の推進をお願いをし、要望しているところでございます。この件につきましては、毎年の継続要望として粘り強く行っているところでもあります。町の管内5駅につきましては、近年の観光客の増加、インバウンド観光の推進に伴う外国人観光客等の増加を踏まえ、引き続きバリアフリー化の推進を初め利用者が安心して駅が利用できるよう、駅構内、あるいは駅周辺の安全・安心の確保をお願いしておりますので、ご理解をお願い申し上げたいと思います。

議員が申されるように、現代社会において、バリアフリー化は、お年寄りや障害をお持ちの方にとって大変重要なことであると認識しております。しかしながら、当町のような急峻で狭隘な地形の町にとっては、バリアフリー化は、ある意味では弱点であります。今後も可能な限り、町内に合うバリアフリー化を推進する予定でございますけれども、先ほど申し上げました条例や法律を犯してつくるといことはできませんので、ご理解を賜りた

いと思っております。

○議長（須崎 眞君） 教育長。

〔教育長 若菜 伸一君 登壇〕

○教育長（若菜 伸一君） 7番、宮野亨議員の、たためばコンパクトになる防災ヘルメットを学生へ、の一般質問にお答えを申し上げます。

首都圏直下型の巨大地震はいつ起きてもおかしくない、不思議ではないというふうに言われております。町においても、有事に備えた児童・生徒の防災・安全対策をする必要があることから、各校におきましても町の地域防災計画に沿いまして学校防災マニュアルを策定しております。災害発生時には、児童・生徒の命を守ることはもちろんのこと、登下校時の安全確保、あるいは災害後において速やかな教育活動の再開を図ることが求められております。このため、学校防災マニュアルでは、1として、安全な環境を整備し、災害の発生を未然に防ぐための事前の危機管理、2として、災害発生時に適切かつ迅速に対処し、被害を最小限に抑えるための発生時の危機管理、3といたしまして、危機が一旦おさまった後、心のケアや授業再開など、通常の生活の再開を図るとともに、再発の防止を図る事後の危機管理の3段階の危機管理に対応して作成しております。また、全ての小・中学校で緊急災害時に、自分の命は自分で守るといった自助の行動ができるよう、避難訓練を中心とした防災教育を行っているところでございます。

ご質問の折り畳み式ヘルメットの支給についてでございますが、小学校におきましては、入学時の保護者会におきまして、学校で必要なものとして、現在、防災頭巾を用意をさせていただくように依頼をしております。そのため、児童全員は防災頭巾を椅子の背もたれに常備をしており、緊急災害時には、袋から取り出して頭にかぶり、迅速に対応することが可能となっております。児童への緊急災害時の対応といたしまして、まずは、すぐにかぶることのできる防災頭巾をつけて机の下に潜り、しっかり机の足をつかんで体制を維持し、揺れがおさまるのを待って、安全を確認してから速やかに屋外に避難する訓練を徹底をしているところでございます。この防災頭巾は、落下物に対して衝撃を吸収する一定の効果があるほか、頭部から首にかけて広範囲を覆うため、火災発生時には火の粉を防ぐ効果もございます。また、防災頭巾は、多機能に使える利点といたしまして、体育館の集会では座布団がわりにして使用したりもしております。他方、折り畳み式の防災ヘルメットにつきましては、衝撃を吸収する効果もすぐれております。また、火の粉を防ぐ機能を備えた製品も開発をされておりますが、小学校低学年では折り畳み式ヘルメットを開くときに手間取るなどの課題があるというふうにも伺っております。また、中学校につきましては、特に防災頭巾やヘルメットといったようなものは、現在のところは配備をしていないのが現状でございます。平成27年4月に中学校が統合したことから1クラス当たりの生徒の人数も増え、机周辺のスペースも狭くはなっておりますが、このコンパクトに収納できる折り畳み式ヘルメットならばかさばらず、スペースもとらないため、机への常備が可能であり、緊急災害時においても、議員のご指摘のように、上部からの落下物等の危険

回避に迅速に対応できることから、この防災ヘルメットを活用した安全対策は大変有効であると考えております。

このようなことから、町教育委員会といたしましては、小学校につきましては、当面従来どおりの防災頭巾を継続して使用していくこととし、折り畳み式ヘルメットは今後の技術改良の進展を注視しつつ導入を検討したいというふうに考えております。一方中学校につきましては、有事の際、生徒の安全の確保はもちろんでございますし、日常の防災訓練の意識の高揚、あるいは防災訓練の際の活用が図れるということから、この折り畳み式ヘルメット配備について、速やかに検討したいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと存じます。

以上でございます。

○議長（須崎 眞君） 宮野亨議員、再質問はありますか。はいどうぞ。

○7番（宮野 亨君） ご答弁ありがとうございました。

スロープ橋は構造的に見ると確かに難しいですね。理解しました。

それと関連があって、言っているのか、要望になっちゃいますけども、川井の駐輪場が薄暗くて、鉄製の手すりなどに穴があいているという状況であるので、氷川、白丸に比べて駐輪場がちょっと暗いイメージでありますので、そここのところ、ちょっと明るくしていただきたい。せめても、日本語学校開校がありますので、きれいにしていただけであればということでご検討していただくよう、ちょっと要望いたします。再質問という形ではないんですが、要望になりますが、よろしくお願ひいたします。

以上です。ありがとうございました。

○議長（須崎 眞君） 以上で、7番、宮野亨議員の一般質問は終わります。

次に2番、大澤由香里議員。

〔2番 大澤 由香里君 登壇〕

○2番（大澤 由香里君） 2番、大澤です。

では、2点ほど質問させていただきます。

初めに、国の進める介護保険の改悪について、町長の見解を伺います。

2000年に始まった介護保険制度は、家族介護から社会化へ、として創設されたものの、歳出抑制によって見直しのたびに負担増や介護取り上げが進められてきました。介護保険制度の実際は、残念ながら、介護の社会化を進め、家族介護の負担をなくすというものになっておらず、数字の判明している2004年以降、年間10万人以上の人介護を理由に離職し、2006年以降の介護心中・介護殺人事件は、毎年、50件以上、ほぼ週に1件の割合で起きています。そして、介護が必要な人が、10年前の1.5倍の600万人を超える中、介護保険制度は、これから先も、医療より介護へ、病院・施設より地域在宅へ、とますます家族への依存を強める方向に進もうとしています。

そもそも社会保障は、憲法25条で、全て国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する、国は、全ての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上

及び増進に努めなければならないと規定されています。これをもっと具体的に示しているのが、1950年の社会保障制度審議会の勧告です。疾病、負傷、分娩、廃疾、老齡、失業、多子その他困窮の原因に対し、保険的方法または公的負担において経済保障の途を講じ、生活困窮に陥ったものに対しては、国家扶助によって最低限度の生活を保障するとともに、公衆衛生及び社会福祉の向上を図り、もって全ての国民が文化的社会の成員たるに値する生活を営むことができるようにすることとあります。つまり、まずは、みずから働いて収入を得、みずからの責任で生活を営むことは当然のことであり、このことを基本としつつ、しかし、生活を維持する上で、個人では解決できない、また、個人の責任に帰することができない失業、疾病、障害、老齡などといったさまざまな制約によって引き起こされる生活の困難と貧困化を社会的に解決する方策が社会保障です。

社会保障の歴史は、公的責任で対応すべき領域や内容は、長年の積み重ねの中で拡充されてきましたが、一方で、自己責任が強調され、公的責任、特に、国の責任の範囲を縮小し、社会保障の削減を進めようとする動きも繰り返して起こっています。それが2014年の医療介護総合確保法です。この法律は、医療と介護の提供体制を一体的に改革することに主眼があるとされていますが、改正生活保護法、生活困窮者自立支援法などとあわせて、安倍政権が、さらなる社会保障の大削減を進めるために成立させたものです。そして、安倍政権は今後さらに、介護や医療の土台を壊す大改悪をもくろんでいます。2015年8月から、一定以上の所得者の介護保険利用料を2割負担としましたが、財政制度等審議会において財務省から提案された2018年度からの次期介護保険事業計画では、収入にかかわらず、まず、74歳までを2割負担に、その後、75歳以上に拡大し、原則2割への道が開かれる危険が濃厚となっています。さらには、介護保険料を負担する2号被保険者を40歳未満にも拡大するなどささやかれています。要支援サービスの保険給付外しに続いて、要介護1、2の生活援助も見直す、また、福祉用具貸与、住宅改修などを保険給付から除外する、ケアプラン作成への自己負担の導入など、介護保険制度の根幹をつき崩す、大改悪が狙われています。国家的詐欺だという声が、国民のみならず、介護保険導入を主導した厚生労働省元幹部からも聞かれる重大事態です。町民の約半分が高齢者の奥多摩町において、介護の問題は切実です。町長は、国の進める介護見直しが町民に与える影響について、どうお考えになりますか。また、要介護1、2の高齢者まで保険から外し、利用料の一律2割負担などといった今後狙われている介護保険制度の大改悪に反対すべきと考えますが、見解を伺います。

次に、介護予防、日常生活支援総合事業について伺います。2015年4月より施行された改正介護保険法による新しい制度、介護予防・日常生活支援総合事業、以下総合事業と言います。では、これまで予防給付として全国一律に給付されていた要支援者への訪問介護や通所介護が、市町村が実施主体となる介護予防・生活支援サービス事業に移行されることになりました。要支援サービスを見直す、この総合事業は、3年の執行猶予期間の中、本町では、2017年4月から実施するとしています。現行の要支援1、2の方々の予防給付

サービスのうち、訪問介護と通所介護について、地域支援事業の中で総合事業として実施されます。地域の実情に合った柔軟な取り組みにより、効率的かつ効果的にサービスを提供できるようにと理由づけされていますが、端的に言えば、掃除や買い物などの生活援助、家事援助については、必ずしも介護の専門職によって提供される必要がないとして新たな担い手にシフトし、保険給付を減らそうとするものです。町では、平成28年3月策定の奥多摩町地域保健福祉計画において、平成29年4月より新しい介護予防・日常生活支援総合事業の実施を開始するため、実施主体や実施内容について検討を行っていく。生活支援サービスの体制整備として、生活支援コーディネーターの配置、協議体の設置等を進める。既存の介護事業者によるサービスに加え、多様な主体、NPO、住民ボランティア、協同組合等による生活支援サービス等を創出し、要支援者等に対する地域の実情に応じた効果的な支援を可能とすることを目指すとしています。詳細については検討中とのことですが、今回は移行に伴う若干懸念する事柄に対して質問いたします。

1つ目として、要支援者の訪問介護については、国のガイドラインにはボランティアによる訪問型サービスBというものが例示されています。現在のサービス水準を引き下げないためには、一定の資格や経験を有さない者によるサービス提供については、安易に進めるべきではない、つまり、国の言うところの訪問型サービスBを導入すべきではないと考えますが、いかがでしょうか。

2つ目として、要支援者の通所介護デイサービスについては、訪問介護のような緩和した基準によるサービスの実施については、どのように考えていらっしゃいますでしょうか。

3つ目として、総合事業における対象者の選定について、これまでは、町の窓口で認定申請を受け付け、町の一連の要介護認定業務を経て、要支援1、2などを決定しています。法改定では、明らかに要介護認定が必要な場合以外は、要介護認定を省略して、基本チェックリストを使用し、総合事業の対象者を選定できると規定しています。これは、介護保険利用希望者を総合事業へと誘導し、介護保険サービスを使わせない権利侵害にもつながるものです。基本チェックリストのみでの対象者選定はすべきではなく、要介護認定をこれまでどおり行うべきと考えますが、いかがでしょうか。

4つ目として、財源の問題です。総合事業を含む地域支援事業は、介護保険特別会計の中で経理がなされますが、事業費に、その市町村の75歳以上の高齢者数の伸びの増加率という上限が設けられます。サービスの提供に必要な総事業費を確保し、財源が不足する場合は国に負担を求めるとともに、必要に応じ、一般会計からも補填することとし、地域支援事業の上限を理由に、利用者の現行相当サービスの利用を制限すべきでないと考えますが、いかがでしょうか。

次に、高齢者の足を確保するための施策について質問いたします。

飲酒運転の厳罰化など、さまざまな取り組みの成果で、全国の交通事故はピーク時の年間約100万件から半分近くに減っています。それに逆行して急増しているのが、高齢者の運転による交通事故です。公益財団法人交通事故総合分析センターの統計によれば、最新

の2014年に、80歳以上が自動車等で死亡事故を起こした件数は266件に上ります。1993年は62件でしたから、約20年で4.3倍増加したことになります。近年、高齢者の運転による交通事故が大きく報道されています。高齢者の交通安全、そして高齢者の足を確保することが喫緊の課題となっています。

奥多摩町としてこの課題にどのように取り組むのかについて伺います。道路交通法が見直され、来年3月に改正法が施行されます。認知症検査が強化され、免許更新時の認知機能検査で認知症のおそれと判定されると、新たに医師の診断が義務づけられることとなります。認知症ならば、免許取り消しか停止となり、運転できなくなりますので、奥多摩町としても影響を把握して対策を立てる必要があると思います。

そこで以下、質問いたします。

①運転免許の自主返納をされた町民の人数を過去3年分伺います。

②認知症と診断を受けて免許取消となった町民の人数を過去3年分伺います。

③来年3月の改正道路交通法施行以降、認知症と診断を受けて免許取消となる町民の人数をどのくらいと想定しておられますか。

④来年3月の施行への対応として考えておられることを伺います。

⑤群馬県では、高齢者の運転免許自主返納支援事業として、県内の市町村、団体がさまざまな支援制度を行っています。南牧村や甘楽町、吉岡町など幾つもの市町村で、65歳以上の運転経歴証明者の交付手数料を全額助成しています。奥多摩町でも行うべきだと考えますが、いかがでしょうか。

⑥宮崎市高岡町では、住民主体で新たな交通システムをつくり上げています。地区の自治会長や元教師たちがみずから協議会を立ち上げ、乗り合いタクシーと呼ばれる仕組みの事業を運営しています。車の提供と運転は、地元のタクシー会社に頼み、行政から年間100万円前後の補助を受けて運営しているそうです。運転免許を自主的に返納しても交通手段がなくなってしまうのは困ります。奥多摩町でもこういった事業が必要と考えますが、町長のお考えを伺います。

以上2点、よろしく申し上げます。

○議長（須崎 眞君） お諮りします。

会議の途中ではありますが、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって午後2時20分から再開とします。

午後2時05分 休憩

午後2時19分 再開

○議長（須崎 眞君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番、大澤由香里議員の一般質問に対する答弁から行います。河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 2番、大澤由香里議員の一般質問にお答えを申し上げます。

初めに、介護保険制度についてであります。介護保険制度は、平成12年の制度創設以来急速に加速する高齢社会の介護問題に対応するため、さまざまな見直しを図ってまいりました。私は、こうした見直しは、介護給付費の増加も含め社会保障費全体の増加に対応するためのもので、サービスが必要な高齢者が今後も安心してサービスが受けられる、持続性のある制度として存続していくため、必要不可欠なものとして認識しております。その上で、地域に密着した在宅介護サービスを増やし、地域の高齢者が住みなれた地域で暮らし続けることができるよう、これからも機会あるごとに、全国928の町村を代表して、現在は介護給付部会、あるいは介護保障分科会に、代表としていろいろな意見を申し上げております。特に、今まで申し上げてまいりました部分は、大澤由香里議員から提案があったような部分も含めて、小さな町村がどのようなことでないかとやりきれないということ年全国の50名からいる委員の中で、町村の状況等についても理解をいただくような発言をしてまいりました。そういう機会を通じて努力をさせていただいているということでございます。これらの制度改革が住民皆さんに与える影響についても、現在の介護サービスに加えて多様な主体による新たなサービスが全国の町村においても整備できることが大前提であると思っておりますので、今後の議論の行方を注視してまいりたいと思っております。

次に、介護予防・日常生活支援総合事業についてであります。介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる新総合事業とは、市町村が中心となって地域の実情に応じて地域の住民などの多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的な支援等を可能にすることを目指して実施するものであります。この事業は、これまでの地域支援事業が移行するもので、平成27年4月から施行されましたが、市町村の実情により、平成29年3月末まで実施を猶予することができ、当町でも平成29年4月から実施する計画でございます。

1点目の要支援者の訪問介護サービスについて、ボランティア等による訪問介護Bは導入すべきではないとのご質問でございますが、平成29年4月からの実施に際し検討した結果、これまでの要支援者に対する訪問介護サービスを現行のまま移行する形でサービスを実施することといたしましたので、訪問介護Bは導入せず、訪問介護の従来型サービスのみを実施することを考えております。

2点目の要支援者の通所介護デイサービスであります。現在、社会福祉法人グリーンウッド奥多摩に委託して実施しているデイサービス森の時計では、既に要支援者に対して緩和した基準によるサービスを実施しており、対象者の方には入浴などのサービスは実施せず、いわば、高齢者のサロンのような役割で、さまざまなレクリエーションや体操を通じて、ひきこもりがちな高齢者の楽しみの1つとなっております。今後、介護予防の観点から枠を拡大して実施することも検討してまいりたいと思っております。このデイサービスについては、もう既にご案内のとおり、社会福祉協議会にも委託をして、奥多摩病院の横の保健福祉センターでも実施をしているところでございます。

3点目の総合事業の対象者の選定に際し、基本チェックリストのみでの選定はすべきで

ないとのこと質問でございますが、今回の改正で設けられた介護予防・生活支援サービス事業は、これまでの通所型介護予防事業と訪問型介護予防事業が移行するものと、訪問型サービスのA・B、通所型サービスのA・Bなどを実施するものでありますが、1点目、2点目のご質問にお答えしましたとおり、町では、これまでの介護予防サービスの基準と同じ基準の訪問介護、通所介護と基準を緩和したサービスである通所介護Aを実施することとして、これまでの介護予防サービス利用者の方々にも、無理なく利用が継続できる体制をとるつもりであることを申し上げたいと思っております。その上で、これらのサービスのみを利用しようとする場合には、これまでのように要介護認定を受けて要支援と認定されることが必要なく、基本チェックリストによる判断のみで迅速に必要なサービスの利用ができることが今回の改正の主なところでございます。これは決して介護認定の申請を拒むものではなく、あくまでも利用者の希望により、介護予防・日常生活支援総合事業の利用を希望した場合に適用されるものですので、介護が必要な方は、これまでのように要介護認定を受けていただくこととなります。

4点目の財源の問題でございますが、地域支援事業の実施に必要な財源については、現在の介護給付費の4%の枠でも、また、今後実施される高齢者の伸び率による上限設定により設けられる上限枠においても到底賄い切れず、一般会計からの繰り入れにより事業を実施しなければならない状況であります。今後も、より一層介護予防に力を入れ、少しでも介護給付費を削減していくことが課題であることから、介護予防のための費用については十分に確保していくつもりでございます。サービスの利用の制限を行うことはございません。しかしながら、現在の状況でも、保健福祉センターにあるデイサービス、それから森の時計についても相当の一般財源を入れておりますので、そういうことについても住民の皆さんに理解を得ながら、幾らでも財源を投入できるという状況でありませぬので、その点についても利用者の皆さんにもご理解いただきたいなというふうに私は思っております。

次に、2点目の高齢者の足を確保するための施策であります。高齢者の運転による悲惨な交通事故のニュースを最近多く見かけるようになりました。11月には立川市の病院敷地内で、高齢の女性が運転する乗用車が暴走して歩道に乗り上げ、30代の男女2人がはねられる死亡事故、小金井市で、自転車で交差点を横断中の女性が、高齢の男性の運転する乗用車にはねられ死亡した事故等記憶に新しいところでございます。今月に入り、福岡市博多区の病院にタクシーが突っ込み、3人が死亡した事故など高齢者の関係した事故が多数見られております。高齢者が関与する交通事故の割合は年々高くなっており、平成26年は、全体の20.4%を占め、10年前と比べて1.9倍となっております。高齢者が関与した交通事故のうち、運転者側の違反を見ると、安全不確認が30.9%と最も多くなっております。こうした事故を起こさないために、高齢者がみずから運転を自粛すべきとの意見もありますが、車がないと不便な地域では、高齢になっても運転をせざるを得ないケースが多くあると考えております。こうした状況から、高齢運転者の交通安全対策の推進のため、

平成 29 年 3 月 12 日から、加齢による認知機能の低下に着目した臨時認知機能検査制度や臨時高齢者講習制度の新設、その他制度の見直し等を盛り込んだ改正道路交通法が施行されることになりました。

70 歳以上の高齢者運転手の運転免許証更新手続の改正では、更新期間が満了する日における年齢が 75 歳未満の方には、高齢講習の合理化が図られることとなりますが、75 歳以上の方については、認知機能検査の結果に基づいて、より高度化または合理化が図られた内容や時間等の異なる更新時の高齢者講習が実施され、認知症のおそれがある方には、後日、臨時適性検査を受け、または医師の作成した診断書を提出するものとされ、検査結果等により認知症と判断された場合は、運転免許の取り消し、または停止の処分がなされます。また、75 歳以上の運転免許証を持っている方が認知機能が低下した場合に起こりやすい、信号無視、通行禁止違反、通行区分違反、合図不履行などの 18 種類の一定の違反行為をした場合は、臨時の認知機能検査を受け、その検査結果が前回と比較して悪化している場合には、認知機能検査結果に基づいた臨時の高齢者講習を受け、状態によっては運転免許証の取り消し、または停止の処分が課されることとなります。

さて、1 点目の運転免許証の自主返納をされた町民の数であります。青梅免許センターで把握している数で、町のみ数は不明とのことですが、西多摩地区の合算の件数は、平成 25 年は 194 件、平成 26 年は 367 件、平成 27 年は 513 件、そして平成 28 年 10 月末日までで 514 件となっております。このように、年々増加傾向にある理由として、平成 24 年から、警察や交通安全協会などで、高齢者に対して自主返納の呼びかけを実施していることが要因ではないかとのこととなります。

次に、ご質問の 2 点目から 4 点目の認知症の診断を受けて免許取り消しになった人数、その可能性がある人数、また、その対策についてであります。認知症により免許取消処分となった人数は、青梅警察署で把握している青梅警察署管内での人数で、平成 25 年には 3 人、平成 27 年には 1 人ということとなります。また、取り消しにはならないものの、認知症を理由に自主返納をしている方もいるようでもあります。11 月 1 日現在、介護認定を受けている方、447 名のうち、認知症自立度が 1 以上の診断を受けている方は 364 名おります。これらの方が運転免許証をもち、取り消しになったかどうかについては、町では現在把握をしておりません。また、認知症の診断を受けた方で、通常の生活が続けられる方もおり、把握することはなかなか困難な状況でございます。

改正道路交通法への対応につきましては、国が全国的に普及に努めている認知症サポーターについて、町でも積極的にサポーター養成講座を実施し、その中で、認知症高齢者が運転することの危険性等について啓発することや、警察、交通安全協会に働きかけ、春、秋に行われる交通安全講習会において、認知症高齢者による事故の現況等について PR するなど、広報活動を通じて周知を図ってまいりたいと思っております。

次に、5 点目の運転免許証を自主返納した方への支援制度についてであります。運転免許証自主返納制度は平成 10 年から始まった制度で、高齢により運転に不安を感じた方な

ど、有効期限内に運転免許証を返納し、その日から5年以内であれば、運転免許試験場へ申請することにより、運転経歴証明書の交付を受けられるもので、運転免許証と同じように身分証明書として無期限に使うことができ、再交付も可能なものであります。

現在では、自主返納を促進するため、多くの自治体で交付手数料の全額助成、公共交通機関の回数券、商品券など、さまざまな特典が受けられるようになっております。

今後、町でも高齢者が運転免許証を自主返納する数が増えることも十分考えられますので、町も支援制度について検討を進めてまいりたいと思っております。

次に、6点目の交通手段の確保についてであります。現在、町が推進している地域支え合いボランティア事業や、これまでの外出支援サービスなどを活用する方法などをより拡大することを含めて、効果的な対応を図ってまいりたいと考えております。

特に、地域支え合いボランティア事業につきましては、地域の皆さん同士で助け合う、まさに地域資源を生かした事業ですので、今後、隣近所はもとより、町内全域で顔の見える関係をつくって、住民同士が助け合う福祉のまちづくり事業を目指し、PRに努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（須崎 眞君） 大澤由香里議員、再質問はありますか。

はいどうぞ。

○2番（大澤 由香里君） ご答弁ありがとうございました。

介護保険については、奥多摩町では従来のサービスをそのまま継続できるということで安心いたしました。高齢者が大切にされない仕組みは、現役世代の安心も保障されません。このような国の制度改悪のもとで、奥多摩町には町民が安心して受けられる介護サービスを保障してほしいと思います。現在、介護サービスを利用している町民の方にお話を聞く機会がありました。少しご紹介をしたいと思います。

その方は要支援2の状態となり、福祉用具のレンタル、デイサービスなどを受けているそうです。サービス料は週2回のデイサービスと手すりなどの福祉用具をレンタルして、月に1万2,000円余り支払っているそうですが、町から介護ベッドを無料で貸してもらったり、道路から家までの階段に手すりをつけてもらったり、町からの還元金もあったりして非常に助かっているそうです。何よりも、担当の方、介護支援専門員ケアマネジャーの方だと思うんですが、がしばしば訪問してくれて、家族のようによくしてくれると喜ばれていました。この方はおかげで要支援度が2から1になったと、非常にうれしそうに話してくれました。ほかの町民からも、町の職員さんは丁寧に話を聞いてくれるし親身になってくれるので、とてもありがたいという話をよく耳にします。介護関係職員の皆さんの心のこもった仕事ぶりに敬意を表したいと思いますが、今後、制度の改悪が進めば、町ができることにも制約や限界ができるんじゃないか、また、介護を必要とする人が十分な介護を受けられなくなるのではないかと非常に危惧されます。介護保険制度の改悪が進められようとしている今こそ、これ以上の変質を許さず、かつ憲法25条に、文字どおり表現する

本来の社会保障の一環としての介護保険制度への改善を国に対して強く求め続けていただきたいと思います。1点、再質問させていただきます。

交通問題です。坂道が多く、公共交通が走らない地域が多く存在する奥多摩町では、自家用車は非常に重要な交通手段となっております。よって、多くの高齢ドライバーは、運転に不安が生じて、免許を返納するという決断はなかなかつけられないといえます。

そこで全国の多くの自治体で、65歳以上の運転経歴証明書の交付手数料1,000円を全額助成したり、運転経歴証明書でタクシーやバス、買い物などの割引サービスが受けられるといった取り組みが広がっています。そのおかげか、65歳以上の高齢者で、2015年に自主返納したケースは、10年前の15倍に当たる27万件にも達しているそうです。それでも、65歳以上の免許保有者の2%弱にとどまっているということですので、さらに高齢者が無理に運転を継続しなくてもよい環境づくりを推進する必要があります。

先ほど紹介した宮崎市高岡町では、4年前に住民主体で立ち上げた乗り合いタクシー、高岡きずな号というものですが、非常にうまくいっているそうです。少しご紹介したいと思います。特徴としては、一般のコミュニティバスと違って、オンデマンド、予約制交通であり、利用者は一般登録、期間限定登録の2種類の登録制となっております。また、コミュニティバスや路線バスのように、特定のバス停があって終点まで運行するものではなく、利用者の自宅がバス停であり、高岡地域内の病院やスーパーなどの待合所25カ所までの運行を行っているそうです。さらに、利用者がいない時間は乗り合いタクシーの運行が必要でないため、不要な経費がかからないということで、非常に奥多摩町の条件にも適した交通手段ではないかと考えます。財源は、利用者の登録料と利用者運賃、その不足分を市から助成してもらっているようで、市からの助成額は、最初の24年度は10月からということで46万2,000円、翌年25年度は84万9,000円、26年度、27年度は利用の増加により136万8,000円、167万6,000円と増えてはいますが、200万円かからず運営できるのであれば、奥多摩町でも実現可能ではないかと思いました。もちろんこれは一例です。必ずしも、奥多摩でも同じようにうまくいくと限りません。町では高齢者の足を確保するために、病院間の無料送迎、町民による支え合いボランティアなど、さまざまな施策を工夫して行っていますが、それでも高齢者の足の確保の問題は切実であります。ボランティアの問題に関しては、使っている方から非常にありがたいと喜ぶ声が聞こえる一方、ボランティアの方がすごくいい方で、超過して利用しても超過分を取ってくれなくて、逆に気を使って何か頼みづらくなるというような意見も聞かれました。やはりボランティアには限界があると思います。町として、全ての町民が困らない多様な公共交通を構築する必要があるのではないのでしょうか。要はやる気の問題だと思います。高岡の乗り合いタクシーの例を出すと、住民が立ち上げた協議会から始まったそうです。まずは、アンケートなどで町民の意見を聞くというところから始めてみてもいいのではないかと考えますが、いかがでしょうか。お願いします。

○議長（須崎 眞君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（清水 信行君） 2番、大澤由香里議員の再質問にお答えしたいと思います。

高齢者の足の確保の問題でございますが、今、議員からもお話がありましたように、地域支え合いボランティア事業、これは現在では3年ほど経過しております、年間で155回ほどの利用があるということです。実際、車での送迎が主となっておりますけれども、そのほかにも見守りですとか、さまざまなことがサービスが受けられるということで始めた事業でございます。そのため、社会福祉協議会にコーディネートをお願いして、そのための費用として年間120万円ほど計上している状況でございます。

これは、今議員からもご紹介ありました宮崎県の例でもありますように、住民主体の、お互いの支え合いということで、まさにボランティアとして自分の時間を割いて、利用者の利便にこたえるということでございます。そのために、報酬をわずかですけれどもいただいているということで、何回かこの地域支え合いボランティア事業につきましてはご質問をいただいておりますけれども、お互いの顔の見える関係が築き上げた暁には、それぞれの事情によって、例えば病院での送迎を含んだ場合ですと、病院での待ち時間、その間はどうしても時間が経過してしまうと利用料金が高くなってしまいます。そういうところは、その間は送迎を行っている協力会員の方が自分の用を足しているということでみなしていただいて、その分は差し引くとか、そういった工夫が今後見られるのではないかというお話もさせていただいたところでございます。

今後も、お互いにお互い様という精神で、少しでも、高齢者の方も必ずしも皆さんが裕福であるわけではございませんので、利用するに当たって利用料金が少しでも安ければ、その分助かるということもありますので、その辺の工夫ができるように皆さんのお声を聞きながら、これをもっとより広く周知していくことで利便性にこたえていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（須崎 眞君） よろしいですか。

○2番（大澤 由香里君） ありがとうございます。

○議長（須崎 眞君） 以上で、2番、大澤由香里議員の一般質問は終わります。

以上で、日程第2 一般質問は全て終了しました。

次に、日程第3 各常任委員会、議会運営委員会の特定事件に関する閉会中の継続調査について、を議題とします。

お諮りします。本件については、各常任委員会、議会運営委員会から継続調査の申し出がありましたので、お手元に配付の継続調査事項のとおり、閉会中の継続調査にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。

よって、本件については、それぞれ閉会中の継続調査にすることに決定しました。

次に、日程第4 議員派遣について、を議題とします。

お諮りします。

本件については、地方自治法第 100 条第 13 項及び会議規則第 124 条の規定により、閉会中において議員派遣を行う必要があるものは、お手元に配付の議員派遣予定表のとおりであります。

ただし、予定表の記載がなく、特に緊急を要する場合にあつては、その日時、場所、目的及び派遣議員等について議長にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。

よって、本件については、議長に一任することに決定しました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。

ここで、本定例会の閉会に当たり町長より挨拶があります。

河村文夫町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 平成 28 年第 4 回定例会の閉会に当たりまして、感謝と御礼を述べさせていただきたいと思っております。

本定例会におきましては、町長提出議案として、条例の一部を改正する議案 6 件、規約の一部を改正する議案が 1 件、計 7 件、また、平成 28 年度のこれから事業を進めるに当たって必要とする事業を含まれた一般会計を初めとする特別会計・企業会計 6 件の会計につきましての補正予算を提案させていただきました。十分なお審議を賜り、全議員の皆さんのご同意をいただき可決、決定されましたことに対しまして感謝と御礼を申し上げます。

今後、その中でいろいろと交わされた議論等につきましても、執行に当たりまして留意をしながら、後半の来年 3 月までの執行を実行してまいりたいというふうに思っております。また、今日は、10 名の皆様から 17 件の一般質問をいただきました。この中には、将来にわたっての提言、あるいは現実に起こっている問題についての対応等のご質問をいただきました。質問の中の要旨あるいはその部分について、いろんな意味で私ども副町長以下役場の幹部がこの席で実際に聞いておりますので、緊急にやる事項、あるいは中長期的、あるいは長期的にやる事項についてしっかりと頭に入っていると思っておりますので、今後の行政を運営するに当たりまして、議員の皆様方のご提案をきちっと受けとめながら、来年のちょうど予算編成が今始まっております。平成 29 年度予算で盛り込めるもの、あるいは長期的な財源確保をしながら予算を執行していくもの等について精査をして、来年の予算の提案をしてまいりたいというふうに思っております。

そういう中であつて、毎回、議会の最終日に申し上げておりますけれども、いかに財源をどう確保していくかということは、奥多摩町にとっては非常に重要な問題でございます。何回も何回も町長は同じことを述べているというふうに思いますが、国と都の支出金を合わせると、60%が国と都の支出金で占めております。貴重な住民皆様からいただく

税金については7億円でありますから、そういう意味で62億2,000万の今、一般会計を執行しておりますけれども、そういう点で今回の補正の予算の中でもありましたけれども、国、都で途中で補助金等が確保できる部分については、その財源を確保して、当初予算で基金を取り崩して財源手当てをしたもの等々について、それを返しながら、翌年以降に基金等を利用しながら、さらに住民福祉のためにそのお金を使っていくということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

実は今、小池都政は、一般会計の財源200億円の復活財源を廃止し、つい先日からそれぞれの関係団体のヒアリングを始めております。実は今日、東京都町村会としてそのヒアリングを受ける予定でございます。そういう中では、知事にいろいろ要望してまいりたいと思いますけれども、東京都町村会の会長として、また、副会長が御蔵島の広瀬村長であります。9つの島の問題、あるいはこの町村会の顧問として、前会長である檜原の坂本村長、この3人で、この会議に臨もうと思っております。その部分では、一番重要なのが市町村総合交付金であります。これは前年の決算で見ていただくとわかるように、16億円交付を受けております。町税が7億円ですから、約2倍以上がこのお金に頼っているというのが実態でございます。しかし、それはルールによって、あるいは無条件で町の中に16億円交付されるというお話ではなくて、それぞれの市町村が行政改革をする、あるいは無駄遣いをしない、あるいはその町の特徴をもった施策を実行するというのを、東京都に理解をしていただきながら、私自身、また副町長以下課長がその任に当たり、東京都の職員に熱心に働きかけをしたり、理解をするための資料をつくり、説明をして、1年間でその額を獲得しているということにつきましても、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

よく私自身も、町村長のヒアリングに行きまして申し上げるんですけども、その窓口である東京都総務局行政部の職員の皆さんには、ぜひ私がしゃべった部分のことも含めて1回現地に来てほしい。現地に来て現場を見、また現場のうちの職員の声を聞いてほしい。そういうことを毎年繰り返しております。

その結果が徐々に浸透して、私どもの職員も熱心にそういう働きかけをしながら、日夜、財源の確保に努めているというのが実態でございます。

今日、その総合交付金の確保を絶対してほしいし、さらに、それを500億円、あと8億円で500億円に届きますので、26市13町村については500億円まで引き上げてほしいというのを知事に直談判をしてまいりたいというふうに思っております。

また、島の9町村については、非常にその総合交付金も大事でございますけれども、ヘリコプターで島を周遊するこの財源確保が、島の島民にとって非常に大きな財源を必要としておりますので、その助成を毎年していただいておりますので、この部分についても強力に、島の会長がお話をする予定でございます。また、島の振興公社の運営についても、都の支援を受けないとできないという状況でございますから、そういう部分。

それから3点目は、福祉の問題です。福祉の問題は非常に大きなお金がかかっております。今、東京都の支援なしでは、今の町の福祉を維持・向上させることはできません。と

同時に、大きい額でありますから、これについては水準を落とさないで、少しでも水準アップができるような都の包括補助金についてご考慮を賜りたいという3つを重点に今日、お願いし、持ち時間は15分間だそうでございますから、その中できちっとしゃべって、知事にご理解をいただくようやってまいりたいと思っております。若干、今回の一般質問については私自身がはしょった部分もございますけれども、それは、この東京で今日、そういう時間が設定されたものですから、舌足らずのところがございましたらまたの機会に十分にご質問をいただき、ご答弁させていただきますのでお許しをいただきたいと思います。

大変、今回の定例会に当たりましては、議員皆様方のご協力を賜り、全議案を可決していただくと同時に閉会できますこと、また、いよいよもう残り少ない今年でございますので、議員皆様方には、健康には十分留意されまして、新しい、いい年を住民の皆さんと一緒に迎えられるようにご活躍を期待いたしまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。大変どうもありがとうございました。

○議長（須崎 眞君） 以上で、町長の挨拶は終わりました。

以上をもって、平成28年第4回奥多摩町議会定例会を閉会といたします。長時間の審議大変ご苦労さまでした。

午後 2時57分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員